

令和2年第2回志布志市議会臨時会会議録 目 次

第1号（5月15日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	6
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
8. 日程第2 会期の決定	7
9. 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	6
10. 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	11
11. 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	15
12. 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	16
13. 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和元年度志布志市一般会計補正予算（第9号））	17
14. 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度志布志市一般会計補正予算（第2号））	20
15. 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	27
16. 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	28
17. 日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	29
18. 日程第12 議案第38号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	32

19. 追加日程第1	議案第41号	志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定 について	33
20. 日程第13	議案第39号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第3号)	34
21. 追加日程第2	議案第42号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第4号)	34
22. 日程第14	議案第40号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	62
23. 追加日程第3	議案第43号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)	63
24. 閉会			65

令和2年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
5月15日	金	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度志布志市一般会計補正予算(第9号))
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第2号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第37号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
議案第40号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第41号	志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第42号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第4号)
議案第43号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

令和2年第2回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和2年5月15日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度志布志市一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第41号 志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第39号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 追加日程第2 議案第42号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第40号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第3 議案第43号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (19名)

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
港湾商工課長 假 屋 眞 治	税 務 課 長 吉 田 秀 浩
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 木 村 勝 志
保 健 課 長 川 上 桂 一 郎	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 鮎 川 勝 彦
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第2回志布志市議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日から5月18日までの4日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から5月18日までの4日間に決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。昨日、市長から議案第41号、議案第42号及び議案第43号、以上3件の追加議案が提出されました。ただいまの3件の議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3とし、直ちに日程の順序を変更し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号から議案第43号までの3件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3とし、日程の順序を変更し、議題とすることに決定しました。
追加日程配布のため、しばらく休憩します。

—————○—————

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開します。
これからの日程につきましては、ただいま配布しました変更議事日程のとおり議事を進めてまいりますので、御了承ください。

—————○—————

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

令和2年4月17日に、市道の管理かしに伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和2年3月30日午前11時頃、市道吉村・山ノ口1号線を吉村方向から伊崎田方向に走行していた和解の相手方が所有する軽自動車の左後輪が、車道部端の陥没部分に入り、左後輪を破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったため、及び和解の相手方の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が50%、和解の相手方が50%とし、和解の相手方が所有する軽自動車の原形復旧に要する費用1万1,000円のうち、5,500円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対して、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 市長、少し確認をさせていただきたいと思います。今御説明をいただきましたけれども、提出されました写真等を見てもみると、かなり目立つ陥没の跡ですね。こういう状況を事前に市が把握をしていて、その後補修にあたるという日程が組まれていたのか、その前にこういう事故になったのか、そこを少しお示してください。

○市長（下平晴行君） このことについては、おっしゃるとおりであります。当日は、前日から雨であったと思います。雨の中をいわゆる車が何台も通るために、その部分が陥没をしたということでございます。

○15番（小野広嗣君） ということは、前日までにこういった陥没の状態はなかったということで、こんな一晩で雨が降って陥没しますかね。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現場の状況は、かなり悪かったようでございますが、3月31日が月曜日ということで、3月26日の木曜日から5日間雨が降り続いた状況でございます。月曜日には、市内の道路のパトロールに作業員、職員が回っていたところなのですが、まだこの現場に到着する前に起こった午前中の事故ということで、もう少し配慮すればよかったのかなということでは、今後はまた良好なパトロールを実施するようにしていきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 建設課だけで管理をしていくということは、表面上はそうですけれども、市長がよく言われる市民総パトロール制という観点から見た場合、市民の方々、当然我々議員もそうですけれども、そういったことに気付いたらすぐ建設課に連絡を取ると、そして応急手当を

するという動きが一番大事なんじゃないかなと、そこを確認して終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私は今四つの行政経営指針をうたっております。その四つ目が、先手管理です。職員があらゆるところに目配り気配りをして、建設課だけじゃなくて、しっかりと先手ということで連絡をして、補修をしていくというような考え方で対応していくということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 今、同僚議員もいろいろ指摘をされたんですけども、これだけの陥没になるということは一晩でなるわけがないんですよ。亀の子状態になっているということは、以前から舗装道路の周りは傷んでいたはず。同僚議員が指摘されましたように、今、通勤時間帯に市の職員も市民も通行上で陥没などあった場合には指摘をして欲しいと、対応をすぐして欲しいということは、以前から我々議員団も要望していたわけですけども、これだけの陥没ができるまでに、市の職員なり市民なり、あとは郵便局にも依頼されていましたよね。そういうところの指摘はなかったものかお伺いします。

○建設課長（鮎川勝彦君） 情報が入らなかったところでございますが、4月6日の課長会において、職員が通勤そして現場へ出向く際、道路の異常があった場合は、すぐさま連絡いただけるようお願いしたところです。また、今議員からあったように、志布志市内の郵便局と改めて協定を結び直して、郵便配達員などからの情報提供も4月にまたお願いしたところでございますので、あとふるさと協議会にも改めてパトロール強化をお願いしたところでございます。

○12番（丸山 一君） 今、課長答弁にもありましたけれども、結局こういう陥没箇所というのは、手前側から2m若しくは3mぐらいからずっと自然に陥没して行って、水がたまっているところが一番深いんですよ。ですから、一朝一夕にできるものではないですので、こういうところを気付いた場合は、対応を早くしないとまたこういう問題が起きるわけですね。今でも損害賠償は発生している。そのためには、やっぱり市道認定が市内で720kmぐらいですかね、それだけあるから職員の人たちも大変だとは思いますが、なるべく皆さんの協力をいただいて、こういうことが二度と起きないように対応していただきたい。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、このことだけではなくて、やはり職員の意識でしっかりとそれぞれの課で対応していくと。先ほど言いましたように、先手管理というのはそういうことでの考え方で、行政経営指針の中に入れておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○12番（丸山 一君） こういう応急箇所ができた場合ですね、仮舗装の前にレミファルトですね、ああいうのでとりあえず埋めとけばいいわけですよ。そして天気が良くなったときにカットをして路盤からやり直しをして、本舗装に結び付ければいいわけですから、レミファルトとか名前はいろいろありますけれども、あれは灯油が入っているから定着はしないですから、なかなか本舗装にはならないんですけども、仮舗装には何とかありますので、そういうところの対応もお願いをしたいと思います。

○建設課長（鮎川勝彦君） 建設課の公用車には常にストック合材を積んで、また作業着も積んで穴ぼこ等があったときは、すぐに補修をするように心掛けているところでございます。また、こういった抜本的な対応等することで、今年は市道の幹線的な路線におきまして、レーザースキャナー等を搭載した車において、舗装面の路面性状調査を実施しまして、舗装個別計画を立てて、このデータを検証しまして舗装の修繕の優先度を評価して、来年度以降の事業に展開できるようにしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 毎回こういうのが出てくるんですけども、基本的にですね、こういう状況が起きた後の対応と、それ以前の私は年間数十件、役所の電話1本です。本当に当局は頑張っただけでございます。すぐその日にできていることもあるし、次の日には必ずこれが補修されています。基本ですね、市長、これよく考えていただきたいのは、職員の人たちに対する意識の持ち方だと思うんですね。これはこの道路の問題だけでなく、水道の漏水も含めて、基本的に600人会計年度任用職員入れて、約五百数十名の方が通勤等プラスお仕事で回られますね。そういうものに対して、きちんと意識を持って向き合うというそういったことが、日常的に当局の中できちんと注意喚起がされているのかということの問題、職員や住民の方々から、年間どれくらいこういったものが上がってきているというふうに、当局は捉えておられるんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 道路に関しましては、数はちょっとまだ把握はしていないところなんですけど、かなりの数、毎日のようにそういう情報は上がってきて、その都度すぐ対応できるように行っているところでございます。

○19番（小園義行君） これですね、予算も組んでありますよね。そういった予算がですね、このことに関してですよ、補修のね。職員の一人一人、私たち議員も含めてという意味ですけど、市道を走るときによく注意したら、漏水があるねとかこういう大きな穴、小さな穴、感じ方はそれぞれでしょうけども、そのことによってこういうふうに損害賠償の議案が出てくるという、こういうことをなくそうというのが基本的な考え方だろうと思うんですけど、そこについての対策を、今日からできるわけですから、きちんと朝礼とかそういったところで対策を打っている、今日これ終わったらいいじゃないですよ。そのことに対して市長、どういうふうに職員の人に今回の議案を提案されることによって、対応していこうとされているか、そのことについて。

○市長（下平晴行君） そういう事案があった場合には、課長会等でこのことをしっかりと伝えているわけでありますが、再度、今おっしゃったことを全体の職員に伝わるように、指導してまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） いろいろ指摘が出ておりますけれども、私は今回の過失割合が50%、50%というふうになっておりますけれども、たまたまこれは車でありましたから、いわゆるタイヤの破損で終わっているわけでございますけれども、ただ、その相手方の前方確認が不十分であ

ったということでございますけれども、例えばこれは車でございましたから、この程度で、この程度でと言ったらおかしいですけれども、これで終わったわけですから、例えば、これが自転車とかバイクとかという二輪車であったら、大変な状況になってくるわけですね。乗用車のタイヤがこれだけ破損するということは、二輪車であったらどういう状況かというのは、想像がつかれるかというふうに思いますけれども、仮にそういう状況であったときに、仮にそういう状況というのは、二輪車がこの事故に遭ったということになった場合の過失割合、これも前方不注意ということで50%という形になるんですかね。

○建設課長（鮎川勝彦君） 過失割合におきましては、全国町村会総合賠償補償保険会社と相談しまして、また相手との交渉の中で過失割合を50%、50%としたところで、前例でいきますと30対70とか10対0とか、いろんな状況に応じて過失割合は変わってくるものと思っているところがございます。

○20番（福重彰史君） まだちょっとよく分からないんですけれども、結局、過失割合を50%にしたということは、車であっても、バイクであっても、自転車であっても、同じという形に捉えているのかということなんです。もちろん今までいろいろ出ておりますけれども、そういうのは前提の話でありますけれども、実際起こったことに対しての割合が、こういう形で出てくるということに対して、じゃあ二輪車の場合も同じような捉え方でいいのかということですよ。二輪車の場合の捉え方と四輪車の場合の捉え方が違うというのは、ちょっとおかしいんじゃないかという気もするんですけれども、そのあたりが、同じような捉え方をするのかということをお聞きしているわけです。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり人身という形になりますと、何らかの影響を与えるんじゃないかというふうに思いますので、これは先ほど課長も言いましたけれども、そういう補償、保険等の相談もあるんですが、やはり自転車、単車の場合は何らかの形で、人身に影響を与えるんじゃないかと思っておりますので、割合はまた違ってくるんじゃないかというふうには思うところがございます。

そういう面を考えると、しっかりとやはり職員の中での対応をしていかないといけないというふうに思っておりますので、このことは全職員が意識を持って、道路だけじゃなくて、あらゆることに対応していくように、指導してまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第4、承認第2号から、追加日程第3、議案第43号まで、以上14件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から議案第43号までの14件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例等を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） それでは、承認第2号、専決処分した税条例等の主な改正点について補足して説明します。

今回の専決処分は、事務手続が本年4月1日から施行される案件です。固定資産税、市たばこ税に関する改正となっております。なお、3月の地方税法の改正によって必要となりました字句修正ですとか条項の追加、削除についても合わせて改正しておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、付議案件説明資料により説明したいと思います。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。第54条の下の段でございます。第5項が新設されておりますが、土地建物登記簿上の所有者が死亡いたしまして、調査をいたしましても所有者が一人も明らかにならない場合、この規定により現に使用している方に事前の通知を發した上で、固定資産課税台帳に登録をし、所有者とみなす、みなし規定を新設しております。

資料の7ページを御参照ください。下の段でございます。第74条の3が新設されております。登記簿上の所有者が死亡をいたしまして、相続登記がいまだに終了していない場合、この規定によりまして、現使用者に氏名、住所等必要事項を申告させることが制度化されております。1号から3号において、申請書への記載事項を定めております。

これらの改正事項につきましては、令和3年度分以後の固定資産税について適用されるものでございます。

続きまして、資料の8ページをお開きください。第96条第2項でございますが、輸出たばこの課税免除手続きにおいて免除証明書の添付を不要とする、簡略のための規定を新設しております。

続きまして、資料の10ページをお開きください。附則第10条以降でございますが、固定資産税の我がまち特例に関する部分でございます。地方税法の改正に伴う改正でございますが、今回4件の特例措置が新設されまして、措置の延長のあった事業が2件あります。本市独自の割合は定めておりませんので、地方税法同様の取り扱いとします。よって、10ページ上段にあります読替規定で対応するものであります。

それ以降の改正につきましては、字句の修正及び新元号の発布に伴い、各条項中の「平成」を「令和」に改めるなどの規定となっております。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 今課長から説明があったわけなんですけど、この固定資産税の方で少し伺いたいと思います。登記されている所有者がおられないというような場合に、使用者を所有者とみなすというような形で認識すればいいかと思いますが、現在こういう物件が志布志市内にあるのか、把握されていればそういった件数についてお知らせいただきたいと思います。

○税務課長（吉田秀浩君） 御質問にお答えいたします。令和2年度の納税義務者で申し上げますと、市内に在住していらっしゃる方の2,300名、市外ですと468名、合計の2,768名がそのようなケースとなっているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この第54条の新しくできました第5項ですね、ここは実際これまでだと財産管財人を特定して、その人に通知していたわけですね。今回ここに新設されているようにそこに住んでいる人ということで、仮にその固定資産が登記されていなくても大丈夫ということで、理解していいんですか。

○税務課長（吉田秀浩君） お答えいたします。

納税管理人ですとか相続人代表者を立てて、スムーズに納税がされている案件につきましては、従来のままでいきます。そのような調査をして、更に相続される方等が不明な場合に、現に使用していらっしゃる方にお願ひをするという形になりますので、これは登記等上住んでいなくても、使用していらっしゃる方にこちらから通知を申し上げて、できるという制度になっているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことであればいいわけですが、お亡くなりになりますね。そうすると本来だと相続ということになるんですけど、当局としては死亡したとかそういう連携が取れていればいいけれども、税金の納付書を送る際にですね、きちんとそういう確認ができないままこれが行われると、とんでもないことが起きてしまうという心配があるものですから、その財産管財人というのを置かなくても住んでいる人で大丈夫という、そして登記がなくても大丈夫だというその理解でいいんですね。

○税務課長（吉田秀浩君） はい、おっしゃるとおりでございますが、これまで相続につきましては、調査を十分にした上で、それでもなおかつ分からないという場合の最後の手段として考え

ておりますので、そこにつきましては本人と協議の上、実施したいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 今、もうそれぞれ出ておりましたけれども、課長の方からも答弁がありました。基本的にこの所有者が不在といった場合、震災、風水害、火災、これは分かりますよね、その影響によって亡くなられたという形。そしてその他の事由ということが括ってありますけれども、様々あるかと思えます。そうした場合に丁寧に慎重に探索をするといいますか、そういう手続きを踏むという流れになっておりますけれども、いわゆるその所有者を探す場合に身内からあたっていったりとか、お手紙を出したりとか、様々しますね。遠隔地であったりします。そういったことを何回か繰り返して、それでもめどが立たないという状況になって、決定をするというような流れであろうと思うんですが、そこら辺の経緯をもう少しお示しをください。

○税務課長（吉田秀浩君） 所有者が死亡になられた際は、まずもって相続人を調査いたします。これにつきましては戸籍等をあたりまして、漏れのないようにということで調べさせていただき、それぞれの調査をした上で、相続を放棄していらっしゃる方がいないかどうかの調査を重ねて行います。そこで相続を放棄していらっしゃる方は、その相続人からは除外されますので、それ以外の方々に納税の義務がある旨の通知書を送付いたして、事務にあたっております。

ざっとではございますが、このような手続きを踏んでもなおかつ相続人が判明しない場合に、今回のような措置ということになるというふうに理解をしております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 先ほどもこういった場合のケースということで、人数もお示しいただいたわけでございますけれども、そういった取り組みを進めていく中で、なおかつやはり話がうまくつかないという、いわゆるクレームが起こったりする、トラブルが起こったりする、こういった状況というのは、今、大体アバウトで結構ですけど、分かればお示しをください。

○税務課長（吉田秀浩君） そういうケースでトラブルというか、そういうことになっているケースについては、すみません、まだ私の方では数字をつかんでおりませんが、そういったケースにつきましても、十分相手の方と話をさせていただいて、強引に納税をしていただくというような形はとっていないところでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（尖 信一君） まず、確認ですけど、この使用者というのは、通常いわゆる不動産を借りたりしている方、賃貸人、賃借人の判断をしていいのか。まれに使用貸借というときもありますけれども、その確認をまずさせてください。

○税務課長（吉田秀浩君） 何らかの形で、その土地の名義人の方との契約が整っていれば、間違いなく使用者という形に判断をさせていただくということにはなるかと思えますが、現状につきまして、そのような契約が整っている件数というのは、さほど多いものではございませんので、

その方とよく話をさせていただいて、契約の有無、これら等についても十分に協議をさせていただいて、法律上は実際使っているということが判断できるような状況があれば、この条項に基づいて施行することは可能でございますが、そこにつきましては、使っている方と十分協議をさせていただきたいと思っております。

○3番(尖 信一君) そうなれば、今、現に住んでおられる方、使用しておられる方にも、当然この変更になった旨の告知をしていかないといけないですよね。その場合の告知は、もう既に考えておられますか。また、宅建業法にも関係してくると思うので、その場合の業者への説明、そういうのは考えておられますか。

○税務課長(吉田秀浩君) 今後ですね、広報ですとか広報紙を通じて広報していくという形と併せて、固定資産税係の方で不動産業者の方のデータは持っておりますので、そこらあたりとの協議は今後詰めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(東 宏二君) ほかに質疑はありませんか。

○12番(丸山 一君) 第54条の第5項のところで、「固定資産の所有者の存在が不明である場合」ということがあるんですけども、有明地域とか松山地域には集会施設がかなり多いんですよ。集落ごとに集会施設がある場合がある。我々地元の集会施設を見てみますと、6人ぐらいの相続人がおられる。ところが、もう30年、40年、下手をすれば100年ぐらい前に亡くなっている人たちの名前も所有者名としていっぱい出てくるわけですよ。そういう場合に、何とか法的に簡単にできないかということ、何十年前から司法書士とかいろいろ相談しながらやっているんですけども、なかなか国から明確な指針というもんが出てこないんですよ。ですから、これが今度出たということで、簡略化できて、現所有者となりますと、これは自治会となるんですけど、それは該当するんですかね。

○税務課長(吉田秀浩君) 今、御質問の共有持ち分の家屋ですとか土地につきましては、私も調査が非常に困難でございまして、なかなか所有者に行きあたるということが不可能な状況にはございます。ですが、使用者という形で今回のこの規定を、ですからといってすぐに運用するのではなくて、十分今の所有者の方と使用者の方と協議をさせていただいた上で、判断はするということにはなるかと思いますが、それ以上の細かい部分、減免規定ですとかそういったものもございますので、それについて該当になるかどうかの部分は、今現在この場で言えることではございませんが、十分と使用者の方と協議をさせていただいた上で、施行はさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○12番(丸山 一君) それともう1点ですね、例えば所有者が亡くなって、今度は相続人が出てきて、実際僕の経験で言いますと、三十数名相続権利がある人が出てきたわけですね。そしてたら、大阪にいる人、名古屋にいる人とかアメリカにいる人とかいっぱい出てきて、その承認をもらってくださいということがあったわけですけども、結局、最終的には一人の承認を得られなかったわけですよ。どこにいるのか不明だと。こういう場合もここに、この第54条の第5項に該

当するんですかね。

○税務課長（吉田秀浩君） 調査をして、一人も判明しなかった場合、ということは、相続人の方がどなたか全く分からなかったという場合が、今回該当はします。相続人の方がいらっしゃるものが明らかであり、所在等居所が分からないという場合は、今回のこの条項では対応はできない分です。私どもとしては、相続人の方を何とか連絡を付けて、その方に納税をお願いするという形になるかとは思いますが。

以上です。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

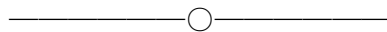
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、課税標準の特例措置の改廃のほか、引用している法律の改正に伴う項ずれの修正、元号改正に伴う字句の修正等であります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和2年4月1日から施行するものであります。

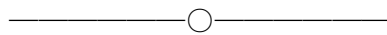
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。承認第3号は承認することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） それでは、承認第4号について改正点を補足して説明申し上げます。

世帯主が、年間に支払う国民健康保険税の医療及び介護保険分の基礎課税額に係る最高限度額を引き上げしております。一方、軽減世帯の所得要件を緩和する観点から、5割及び2割軽減世帯の所得判定に係る算定方法が改正されております。

付議案件説明資料の26ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条第2項でございますが、医療保険分に係る基礎課税額の課税限度額を現行の61万円から63万円に2万円引き上げます。第4項におきまして、介護納付金の課税限度額を16万円から17万円に1万円引き上げております。後期高齢者支援金は据え置きとされておりますので、課税限度額の合計額は、現行の96万円から99万円となります。

第25条第2号及び第3号は、減額に関する規定であります。軽減判定に係る所得要件につい

て、5割軽減世帯の世帯員一人当たりに乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減世帯において51万円から52万円にそれぞれ改めるものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行であります。

以上、専決処分した改正点の補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回もまた引き上げになる、課税限度額がですね。今回のこの該当する対象世帯ですかね、そして併せて、この金額でどれぐらいの年収だと、ここに該当するのかわかるといふのをちょっとお示ししてください。

○税務課長（吉田秀浩君） お答えいたします。

今回の限度額の引き上げにおきまして、これはあくまでも令和元年度ですので、所得としては平成30年度ということになりますので、そこはお含みおきください。医療保険世帯で100世帯が94世帯になりまして6世帯の減、介護保険分で95世帯が85世帯になりまして10世帯の減、合計16世帯が減ることになります。

どの程度の所得があればというお尋ねでございますが、これにつきましては、家族構成それぞれによりまして様々ございますが、大体で申しますと、所得ではなくて収入金額が600万円を超える世帯に、このような状況が該当するのではないかと考えております。

以上です。

○19番（小園義行君） 分かりました。あとですね、この5割軽減と2割軽減のここがちょっと広がるわけですけど、それはそれとしていいことでしょうか。でも、この現在5割軽減世帯そして2割軽減世帯、ここについてのどれぐらいの世帯、前の所得で結構ですけれども、世帯数をちょっと教えてください。

○税務課長（吉田秀浩君） 先ほどと同じく令和元年度の課税実績でお答えいたします。5割軽減対象世帯が23世帯増加いたします。そして2割軽減世帯が17世帯増加が見込まれているところでございます。これによる減収額としましては、2割、5割合わせて約92万円の減収ではないかというふうに見込んでおりますが、今後の所得状況においては、若干変わってくる部分もございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回の国民健康保険税条例課税限度額を更に引き上げていくということで、それぞれの世帯においては大変な状況を抱えますね。600万円以上の方々が、こういう形で限度額がどんどん引き上げられていく。私は平成3年に議員になりましたけど、毎年引き上げをして、今でも国民健康保険税が高いという住民の方々の大変困っている状況というの、こういったところに表れているわけですね。しかも、今新型コロナウイルスで大変な状況が発生して、

当然納付をしなきゃいけないという国の政策としては有効だとかいろんなやっていますけれども、基本的にはこういうふうにして国保税がどんどん高くなっていく。こういうことではなくて、しっかりと、国が国保会計にきちんと国庫負担を増やしていく、そういったことをしない限り当局は大変な思いをしながら、国保税の徴収というそういう仕事を担っている。こういうやり方ではなくて、国が国保会計にしっかりと国庫負担を増やしていく、そして住民の負担を軽くしていく、そういう姿勢がないといけないと思います。決まったように毎年引き上げていく、それでは国保に加入されている方々は大変だと思います。もちろんこの5割軽減、2割軽減を広げていくという点では大いに理解をしますけれども、これから先の国保の運営を考えたときに、とても承認するというふうには当たらないという立場でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第4号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数でございます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度志布志市一般会計補正予算（第9号））

○議長（東 宏二君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和元年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和2年3月31日に令和元年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第5号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の調整を行うもので、予算の総額に増減はございません。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございますが、3月議会で繰り越した放課後児童健全育成事業、保育対策総合支援事業及び県単林道事業並びに12月議会で繰り越した文教施設災害復旧事業につきましては、繰越明許費承認後の事業進捗の結果により、繰越予定額が変更となったため、合計で1,671万5,000円を減額したものでございます。

補正予算書は5ページになります。

第3表地方債補正ですが、起債同意額の確定により、合併特例事業など4件の地方債を総額3,860万円減額変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。

補正予算書8ページの2款、地方譲与税から、18ページの10款、地方特例交付金は、国の交付金額の確定に伴い、8ページに戻りますが、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税は311万7,000円減額、9ページの2項、自動車重量譲与税は1,481万9,000円増額、10ページの5項、特別とん譲与税は147万8,000円増額、11ページの3款、利子割交付金は9万2,000円減額、12ページの4款、配当割交付金は286万2,000円増額、13ページの5款、株式等譲渡所得割交付金は108万8,000円増額、14ページの6款、地方消費税交付金は3,968万8,000円減額、15ページの7款、ゴルフ場利用税交付金は6万7,000円減額、16ページの8款、自動車取得税交付金は616万2,000円増額、17ページの9款、環境性能割交付金は421万4,000円増額、18ページの10款、地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金は913万円減額しております。

19ページをお開きください。11款、地方交付税は交付金額の確定に伴い、特別交付税を1億6,818万8,000円増額し、交付総額は65億3,723万2,000円となりました。

20ページになります。18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、おおすみ半島スマートエネルギー株式会社からの新型コロナウイルス感染症対策への寄附金を10万円計上しております。

21ページをお開きください。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、財源調整として1億821万7,000円減額しております。

22ページの22款、市債は、事業費の確定に伴い、全て減額ですが、2目、農林水産業債を260万円、3目、土木債を1,740万円、4目、消防債を10万円、6目、災害復旧債を1,850万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算についてですが、歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債及び寄附金の増減に伴う財源振り替えを行っております。

以上が、承認第5号の概要でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第2号））

○議長（東 宏二君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、特別定額給付金給付事業の実施に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和2年4月27日に令和2年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31億8,824万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ287億2,313万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金の総務費国庫補助金は、特別定額給付金給付事業を31億8,824万1,000円計上するものであります。

予算書の6ページ及び付議案件資料の28ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の企画費は、特別定額給付金給付事業に係る経費を31億8,824万1,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方から本市における総額等も含めてお示しいただいたわけですが、大変な作業が市職員、あるいは会計年度の任用職員等々に負担がかかってきているなというふうに思うわけですが、今、ここで出ております会計年度任用職員の数、対応されている数を少しお示しください。

○企画政策課長（西 洋一君） 会計年度任用職員の配置についてお答えいたします。

今回専決いただいた予算につきましては、申請受付や入力作業等の業務に従事する職員として、10名の雇用の計画をしているところでありますが、4月30日に5名の募集をかけまして、現在、松山支所に1名、それから志布志支所に1名を配置しております。来週までに本庁に3名を配置する予定としているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 対応する方がちゃんと充足しているのかなと心配をするわけですが、今、市長が申されたように、4月27日の基準日に専決処分をされて、即スタートをしたわけですね。通知等も全員協議会で我々に御案内があったとおりに、連休明けに即ですね、通知が届くという速やかな流れができているなど思うわけですが、一方でこの基準日をめぐってのトラブルであるとか、問い合わせであるとか、そしてもう一つこの事業を推進するにあたって、人的体制が大変だろうと思うわけですが、そういった中でのトラブルとかが発生していく可能性というのは十分あると思うんですが、そこら辺について、今の現状をお示しいただきたいと思います。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回の特別定額給付金につきましては、5月1日にオンライン申請の受付を開始しておりまして、郵送申請につきましては5月11日から受付を開始しております。窓口での対応につきましても、感染防止の観点から、基本的には郵送申請それからオンライン申請に限定しておりますが、記入ができない方であったり現金給付の方、それから高齢者の方等も窓口での対応を行う必要があるということで、本庁、各支所で本日まで臨時窓口を開設しているところでございます。特に窓口申請におきましては、記入の仕方等について丁寧に説明をさせていただきながら、申請の受付をさせていただいているところでございます。

それから受付の現在の状況なんですけど、昨日時点で、既に総体で1万5,598世帯の御家庭に送付をいたしたところですが、現在まで1万225件の申請がなされておりまして、申請率が65.6%となっております。その中で、毎日多いときには2,400通ほど申請がありまして、その膨大な申請書の処理に、多大な時間を要しているところでございます。迅速に届ける形で作業を連日連夜、職員、それから各課の会計年度任用職員も含めて、協力をいただきながら行っているところですが、いつ振り込まれるのかというような問い合わせは最近多いところでございます。これにつきましては、大変お待たせして申し訳ないところではありますが、給付日が決まり次第、事前に決定通知書等をお送りしましてお知らせすることにしておりますので、できるだけ早く市民の皆様の手元に届くように、鋭意作業を進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今一点、課長の答弁漏れがありますよ。基準日をめぐっての問い合わせ、そういったことはなかったのかということも含めて答弁をお願いしたい。もう3回目ですので。

もう一点、そういった大変な状況の中で受付をしていただいている、そして様々な問い合わせがある、そして実際に郵送における手続きが苦手な方、当然マイナンバーカード等を使われる方は、そういったことに慣れていらっしゃるんでしょうけど、そうでない方々が何とか窓口での申請をお願いしたいという声は、やはりあるんですね。そういったことに対して、しっかりとした親切丁寧な対応をやっていただきながら、ミスのない事務事業の遂行を行っていただきたいと思

うわけでございますけれども、どうでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） すみません、答弁漏れがございました。基準日をめぐっての問い合わせ等につきましては、全国統一的に4月27日という基準日を設けてございます。これについては、事前に散らしを配布しましてお知らせをしたところでございます。数件ですね、そういった基準日の、なぜ4月27日かというような問い合わせ等はございますが、特に大きなトラブル等はないところでございます。

それから窓口申請の対応につきましては、今回コロナウイルス感染症対策という大きな観点がございますので、できるだけ郵送申請それからオンライン申請とお願いしているところでございますが、先ほど申されましたように高齢者の対応であるとか、書き方が分からない方の対応については、現在のところ、電話でのお問い合わせについては、こちらから丁寧に書き方を教えて、郵送で申請いただくお願いをしているところでございます。あと窓口に来られたときにも、書き方のこういう記入例をもとに、お願いをしているところでございます。現在65%の状況ではありますが、今後また申請状況を見ながら全ての市民の方のお手元に届くように、状況を見ながら対応については検討していきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 今課長から、昨日の時点で65%ということで、決定通知書を送付してからということでしたが、この65%の方々、最短でいつぐらいに振り込まれるんですか。5月中に手元に行きわたるのか、そこら辺についても御説明をお願いします。

○企画政策課長（西 洋一君） 本日時点で、これまで給付が確定している日付について御報告させていただきます。

1回目の給付を5月の13日に行っております。57世帯に対して行っております。それから2回目の給付につきましては、本日5月15日に42世帯に対して給付を行っております。それから3回目の給付につきましては、5月18日月曜日に948世帯に対して給付を予定しております。それから、現在4回目までが確定しておりますが、5月20日までの給付としまして1,622世帯の方々への給付が確定をしているところでございます。

今後の給付の申請があつて、どれぐらいで給付されるのかということにつきましては、先ほども申しましたように、現在、膨大な申請書が来ておまして、その審査それから振り分け作業等、入力作業に大変時間を要しているところでございます。現在のところ、この状況が続けば、審査が通れば約10日以上はかかる見込みとなっておりますが、今後申請件数が少なくて処理作業が早くなれば、その10日以内には振り込めるように、努力していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 10日というのは、申請者の方から庁舎の窓口申請書が届いて、その日から10日ということですか。

それと、その基準日なんですけど、例えば5月に入ってあるいは6月に入って、この志布志市に移住して来られる方々等が、緊急事態宣言等が出て、様々な形で自宅待機というようなことを

せざるを得ないような状態で、「どういった形で申請すればいいですか」とかいう相談等があった場合に、そういった説明というか窓口というのは、こちらで丁寧にそういう説明とかあるんですかね。先ほど小野議員から質問ありましたけれども、トラブルというのは、やはり結構そういった形で出てくると思うんですよ。4月27日現在で、例えば「福岡に住んでおられましたよね」、「東京に住んでおられましたよね」、それでは、なかなかまずいかなど。そういったところにも丁寧な対応というのが必要だろうというふうに思いますが、そこらの以上2点について説明をお願いします。

○企画政策課長（西 洋一君） 給付の目安についてですが、基本的には申請をされて10日なんですが、申請をされて内容の審査をして、審査が問題なく大丈夫だったという場合については、その日から今のところ約10日間、もしかしたらそれ以上かかる、件数に応じてなんですが、今のところ目安としては、10日ぐらいを目安としてお考えいただきたいというふうに考えております。

それから4月27日時点の関係なんですけれども、基本的には、4月27日時点で志布志市に住民基本台帳に登録された方が対象になっているところなんですけれども、実際その後こちらに移住をされたりとかいう場合については、本来であれば、郵便局での転送サービスで、もともと27日で登録されたところから転送され申請書が届くというのが、27日時点の自治体から給付されるというのが原則になっておりますが、また実際そういったお話が、窓口の方に何件来ているというところまでは把握していないんですけど、そういった相談があった場合には、電話等なり窓口なりで対応は行って、その方に対しても給付がされるように対応はしていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 最後になりますが、特に3月で高校等を卒業された大学生、あるいは就職された子供たちですね、そういった方々が、なかなか入学先あるいは新しい勤務先に行きたいけれども行けなかったり、だから住所をどっちにしようかなという形で、非常に迷われたりするケースというのが多いのかなというふうに考えておりますので、先ほどありました4月27日時点でのその基準日というものもあるかと思いますが、そういった相談にも十分な形で対応していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） そのような状況については、先ほど課長が言いましたように、相談に基づいたしっかりと対応をしていくということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（尖 信一君） 送られてきた書類を拝見して、記載例まできちんと朱色で書いてありまして、非常に丁寧な説明がしてあったなと思います。ただ、私の自治会もそうなんですけど、高齢者がたくさんおられて気になったものですから回ってみました。「ちゃんと申請なさいましたか」と。そしたら、一人の方は「分からなかったから隣の人に聞いてみた」と。「若い御夫婦がしてくれた」というところがありました。もう一人がやはり高齢者で、「ちょっと分からん」と言われたもんですから一緒に書いたんですね。そういう方が必ずいらっしゃると思うんです。更に、例えば施設に入っておられる方とか、それから軽度の認知症の方とか必ずおられますので、

そういう方がある一定期間区切っていけば、どれぐらい申請漏れがあるかというのは分かってく
ると思うんですけども、そこら辺についてのサポートは何か考えておられますか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今、申されました申請書の出し方につきましては、高齢者の方
は先ほど申しましたように、中には窓口に来られるときに、隣近所の方が車に乗せて来られて、
「一緒に申請に来た」というようなお話も受けております。ただ、中には一人暮らしの世帯の方、
なかなか申請ができない方もいらっしゃるかと思いますが、現時点では、先ほど申しましたよう
に、給付作業の方に重点的に作業を行っておりまして、給付率65%を超えておりますが、今申し
たように、ある程度の申請がなされた時点で、まだ申請されていないという方々の状況が見え
てくるかと思いますが、そのときに、また給付が全ての方に行きわたるような形で、何ら
かの対応はしていかないといけないというふうには考えておりますので、その辺は検討してい
きたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 今おっしゃったように、ある時点で申請の数がぐっと減ってきて、その
業務がほぼ終わる、かなり軽減がされる業務になると思うんですね。そこから今度はサポート体
制に移るといような形で考えていただきたいなというふうに思います。高齢者の方も、ポ
ストに行くのも大変だという方がいらっしゃるわけですね。最後は「もうよか、どげんでんよか」
と言って、出さない人も必ず出てきますから、これは国の予算ですので、できるだけ皆さんに
隅々まで行きわたるようなサポートをお願いして、質問を終わります。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

○19番（小園義行君） 大変御苦労様ですね。国の決定が、なかなかこういうふうに二転三転し
ていますが、実際に対象の数、まず3万920人が予定だということですが、志布志市の人口
の関係で下にも書いてある大体3万2,000人くらいおられるなと思って、基本台帳に載っていな
かったって、ここの差はどういうことかというのが一つですね。

そして、今1万5,000世帯ぐらいに送られているということですが、宛て所に当たらないと
か、送ったものが返ってきているという、どれぐらいそれがあるんだろうねと。ちょっとそこも
分かっていたら教えていただきたい。

そして、私は、知的障がい者相談員というのをさせていただいていますけれども、そういう送
られてもその中身が理解できないという方々が、先ほどから出ていますけれどもありますね。そう
いった人に対して、一人も取り残さないというこの考えが基本にないといけないと思うんですね。
そういった意味で、今、尖委員からもあちこち努力されているというお話がありました。民生委
員さんの協力をいただくとかですね、そういったこともしながら、8月まであるわけですので、
独居老人の方を含めた対応はどうなんだろう、議論はされているのかという。そして、例えば志
布志地域でいうと、四浦地区とか馬庭地区は、大変距離的なこともあり役所に来て手続したり、
書けない人とかいるわけですね。そういった意味で、あと1週間後の何日かには四浦地区に役所
の方から出向いて、「印鑑とこういったものをお持ちしていただけると申請ができます」と、こ
ういった優しい行政というのも、私は当然高齢化率の高い地区においては必要だろうと思います。

そういったことも今回の中で、予算的にはちょっと見えていない部分があるんですけど、そういったものをきちんとやるべきではないかという思いがあります。

そして、あとDV等で母子寮とか入っておられて、他の施設のところにおられる、そういったケースがあるんですね。そうしたときに世帯主にこれはいくということですので、そこらについて、そういう方から申請があった場合の対応も、具体的にきちんとできているというふうに理解していいですね。

それと最後です。五つ目は、外国の方々が日本に研修生という形で来られて、ここに該当する人たちがおられるわけですけど、そういった人たちに対してもしっかりとした対応がないといけないというふうに思います。そこについては、雇用されている雇用主、そういったところにも連携を取りながら、きちんと一人も取り残さないという志布志市のこの姿勢ですね、そういったものが大事だと思うんですけど、五つほど言いましたが、そこについてお願いします。

○企画政策課長（西 洋一君） まず、一つ目の住民基本台帳の人口の数が本庁ロビーに掲示の数字と違うというところにつきましては、現在本庁の方では5月1日現在ということで、3万874名という形でお知らせをしているところでございます。今回4月27日時点でこちらで把握している数字については、3万920名という形で予算説明資料の方に掲載しておりますが、最終的にその間に転入届、転出届のあった日、それから実際に異動した日に応じてその27日で該当する、しないという数字が若干動いている関係で、分母が当初の3万920人から、今回最終的に各御自宅に発送したときの人数が3万928名、8名ほど増えているところでございます。先ほど申された窓口での数字との差は、おそらく基準日で若干人口の推移が変わってきているものというふうに考えております。

それから、高齢者や施設に入所されている方の対応につきましては、申請については、代理申請というのができるところでございます。施設の職員であったりとかそういった方々が代理申請をして、申請をすることができることになっておりますので、現在も施設の方が問い合わせを受けて、その手続きをしているところも何件かあるところでございます。

それと外国人就労者、外国人の方につきましても、その外国人の方を雇用されている雇用主の方から相談がありまして、申請の手続きに来られて、一括して申請されるところでございます。そちらについては、雇用主の方から給付の仕方の問い合わせについて対応しているところでございます。

それと、民生委員の協力につきましても、今回の予算について謝金を計上しております。これについては、今後連絡がつかない方であったり、そういった地域の方の状況を詳しく知っていらっしゃいますので、民生委員の方にもお願いして申請手続きができるように今後考えていきたいと考えております。

それとDV関係につきましても、給付の申請書を送った段階で、相談が数件来てございます。DVの被害を受けた方につきましては、申し出をしていただければ世帯を分けて給付できるという手続きがございまして、こちらの方を活用して、対応しているところでございます。

あと、郵送が返ってきた状況ですが、5月14日現在で93件ほど宛名不明ということで返ってきております。中には「届いていないが」ということで問い合わせを受けて、送り先を変えて発送している状況であります。こちらについてもまた民生委員さんにも協力をいただきながら、発送をできるように対応していきたいというふうに考えております。

先ほど冒頭で答弁いたしました5月1日の人口ですが、これが5月1日時点ではなくて、4月1日時点でした。訂正をお願いいたします。

○19番（小園義行君） それぞれ頑張っておられるわけですけど、JPの方が配達をされまして、「そこに行きましたけどいないですよ」ということで返ってくるわけですけど、そこらに対しての追跡の調査ですね、きちんとしていただいて、さっきも言いましたように一人も取り残さないよというものと、そこは対応していただけると思います。世帯主に申請書が行きます、そうすると世帯主が配偶者、子供いろいろありますね。行ったときに奥様がちょっと別なところに住んでいるというようなことで、世帯主が、「いや、私が申請した」ということで口座に振り込まれますね。そうしたときに、この配偶者の人から取り戻せるものですか。実際そこらについて、一件ほど今僕が抱えている状況がそういうケースがあるわけですね。一旦振り込まれると、その世帯主の口座に入っているもので、それがいろいろ、いわゆる中のことですので、当局として配偶者の方から申請があればそれは返していただける、当局でそれはやっていただけるというふうに理解していいですか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今申される受給対象者につきましては、DVに関しましては事前の申し出があって、その支援があるということが認定されれば分けて給付ができます。ただ、その給付がなされた後におきましても、DVに関しましては、離れて暮らす方に給付をして、そのもとある世帯に給付されたその方の分については、返還請求をするという形になっておりますので、給付をされた後についても離れた場所に住んでいらっしゃる方に、DVで支援措置を受けている、該当になるという場合については、給付対象になるということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（南 利尋君） 給付については、スピードある対応をしていただいていると思うんですけど、例えば今度の新型コロナウイルス感染症の影響で本当に、例えば10万円では到底補えないような状況の方もいっぱいいらっしゃるわけですね。例えばそれが追加議案で出ていますけど、その市の対策もありますけど、今現状である国の対策、持続化給付金とか例えば休業の県の協力金、そういうものに対しての申請の在り方というのが、なかなか理解されていない事業者の方とか、そういう影響を受けた方々がいらっしゃるんですけど、今、この特別給付金の中では、企画政策課の中で今説明がありますが、この県の給付とか国の給付に対してのそういう問い合わせとか、そういうものは意外と市内の方々に対しての周知がなかなか進んでいないと思うんですけど、その辺に関してはどういう扱いでしょうか。

○議長（東 宏二君） 南議員、今補正予算ということで、第6号を審議しています。補正予算にそのことは入っていませんので、このことについては答弁ができません。この補正予算の質疑を

していただければと思いますので、その中の質疑をお願いしたいと思います。日程第13と、追加日程がありますので、そこで質疑をお願いします。

○2番（南 利尋君） はい。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

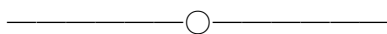
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） それでは、承認第7号について主な改正点の説明をいたします。

今回は、令和2年4月30日に地方税法の一部改正が行われましたので、その日付で専決処分をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者への固定資産税軽減措置、そして軽自動車税環境性能割の軽減措置が延長されております。更には、市税の徴収猶予の特例に伴う事項の追加でございます。

付議案件説明資料の29ページ、新旧対照表を御参照ください。

附則第10条の読替規定でございますが、中小事業者等が所有する償却資産若しくは事業用家屋の軽減措置でございます。更には、新型コロナウイルス感染症の状況下、影響を受けながらも新規設備投資を行う中小事業者への支援策としまして、今回附則として第61条及び第62条として追加をしているところでございます。

第15条の2では、従来の軽自動車税環境性能割の非課税措置が、9月30日までの間となっております。これを6か月延長いたしまして、令和3年3月31日までとするものでございます。

第23条でございます。同じく徴収猶予の特例でございますが、令和2年2月以降、収入に相当な減額、これを国は「前年同月の収入をおおむね20%下回る個人及び事業者が対象」ということで基準を設定しておりますが、この基準に合致する納税者に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を規定しております。これは、あくまでも減免ではなくて猶予でございます。

これらの条例につきましては、令和2年4月30日が施行日となっております。

以上、承認第7号の補足説明とします。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求め

るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（吉田秀浩君）** それでは、承認第8号、志布志市都市計画税条例の主な改正点について補足して説明を申し上げます。

実質で申し上げますと都市計画税につきましては、税を徴収しておりません。しかしながら地方税法が改正された関係で条例は整えなければなりませんので、条例の改正をお願いしているところでございます。

付議案件説明資料30ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

本改正は、承認第7号において提案しておりました、中小事業者の償却資産及び事業用家屋に係る課税標準の特例措置、これを第61条としまして、本市の都市計画税条例の附則第10項に追加する改正案でございます。

新旧対照表の左側のアンダーライン部分において、第61条を追加しているところでございます。

この条例の施行日は、税条例同様、令和2年4月30日でございます。

以上、承認第8号の補足説明とします。御審議方よろしくようお願い申し上げます。

○**議長（東 宏二君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東 宏二君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東 宏二君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（東 宏二君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長（東 宏二君）** 日程第11、議案第37号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（下平晴行君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症

に感染し、又は感染が疑われることにより、労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金を支給することができるようにするため、当該支給に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第37号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国内での新型コロナウイルス感染拡大をできる限り防止するために、国民健康保険被保険者のうち、事業主に雇用され給与等の収入を得ている労働者が、感染した場合又は発熱等の症状があり、感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが重要であることから、傷病手当金の支給を行うことを目的としております。

条例の改正の内容ですが、附則におきまして、関連する6項を新設しようとするものです。

附則第4項におきましては、対象者となる給与等の支払いを受けている被保険者が、労務に服することができないときに、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することとしております。

附則第5項におきましては、傷病手当金の支給額の一日当たりの支給額を、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額の3分の2とし、その額が健康保険法第40条の第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とするとしております。この月額につきましては、令和2年3月現在では、日額3万887円となっております。

附則第6項におきましては、傷病手当金の支給期間は、支給を始める日から起算して1年6月を超えないものといたします。

次に、附則第7項から第9項におきましては、傷病手当金と給与等の調整についてでございます。

附則第7項におきましては、感染した場合又は発熱等の症状があり、感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができる者に対しては、その支払いを受けることができる期間は、傷病手当金は支給しないこととし、その支払いを受けることができる給与等の額が、第5項の規定により算定した額より少ないときは、その差額を支給することとしております。

例えば、傷病手当金の支給額の算定の基礎となる給与の日額が9,000円の場合に、その3分の2の6,000円の給与の支払いがあれば、支給はせず、給与の支払額が4,000円であれば、その差額の2,000円を傷病手当金として支給するものであります。

附則第8項におきましては、前項に規定する者が感染した場合において、その支払いを受けることができるはずであった給与等の全部、又は一部が支払いを受けることができなかつたときは、傷病手当金の全額、又は一部を受けることができなかつた場合において、その支払いを受けた額

が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給することとされており、傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その額を支給額から控除することとされております。

これは、労使の契約等により、給与の全部又は一部の支払いが保障されているにもかかわらず、事業主や会社の経営に支障があるなど、給与の支払いが遅延した場合に、被保険者としては、予定されていた給与が支払われないこととなります。そうすると、生活困難に陥ることになり、生活に影響が出るという救済措置として、市が当該給与に係る傷病手当金の額を一時保障することとしております。

例えば、傷病手当金の支給額の算定の基礎となる給与の日額が9,000円の場合に、その3分の2の6,000円を傷病手当金として一時支給いたします。その後、事業主が4,000円の給与を支払うとなった場合は、傷病手当金の支給額は2,000円となり、市が支給した6,000円の事業主分の4,000円を立て替え払いという扱いとなるため、市は、事業主から4,000円を徴収することを附則第9項で規定しております。

なお、附則において、この条例の施行を公布の日とし、適用期間においては、支給を始める日を令和2年1月1日に遡及し、本条例施行規則におきまして、令和2年9月30日までの間に限り、適用とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） これはもう新型コロナウイルス感染症という、そういうきちんとした医療機関の証明書がないと駄目なんですよ。ほかは駄目ですよという、完全にその新型コロナウイルス感染症というものがなく、それに似たような症状があったとしても、傷病手当は出ないという理解ですよ。

○保健課長（川上桂一郎君） おっしゃるとおり、今回は、この新型コロナウイルスの感染のみということの改正でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第38号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第38号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、給与等の支払を受けている後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われることにより労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金を支給することができるようにする措置が講じられたことに伴い、当該措置に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第38号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる場合の労務に服することができなくなった被保険者等に対する傷病手当金の支給に関して、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を4月17日に専決処分を行い、同日に公布されました。

改正の内容は、議案第37号の志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例と同様の改正でございます。

それに伴い、市におきまして、傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うこととするため、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

新旧対照表でございます。第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の第8号として「広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） もう1点確認させてください。これですね、新型コロナウイルス感染症が国保と一緒にですね。仮に熱がありましたと、入院ですよと、14日間駄目ですよとこうなる。陰性になった場合でもこれは可能なんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今感染の目安というのを国の方も出しております。やはりそういったところをこちらとしましていろいろと聞き取りをして、一番分かりやすいのがPCR検査で陰性であったという場合は、もう感染の疑いがあったというのは分かるんですけど、それ以外の場合等もいろいろ対象者の体調等を確認した形で、高熱があったりとかけん怠感とか、そういったところも確認をして、対応したいというふうに考えています。

○19番（小園義行君） 明確にそういうPCR検査を受けても陰性でしたという、その医療機関の証明がないと駄目ですよ。陽性じゃないですよ、陰性でしたという、それでもこれは可能なんです。

○保健課長（川上桂一郎君） 申請の中に、事業所のやはりそういった症状で仕事ができなかったというのを、事業主さんの方の証明があると、そして必ずしも医療機関がなくても、そういった事業主さんとその申請者の方がそういった状態であったということを、事業主の方が把握をしていることになりますので、必ずしも医療機関というのは必要ではないということです。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 議案第41号 志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 追加日程第1、議案第41号、志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給料を減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の財源とする措置を講じるため、当該減額の期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、令和2年の6月及び7月の給料の月額を、市長は3割、副市長及び教育長は2割減じるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 市長にお伺いしますが、副市長、教育長ということですね。この2か月間に限られた理由というのは何なのですか。

○市長（下平晴行君） 額が妥当な額ではないかということで、2か月間、3割と2割を減額したということでございます。

○19番（小園義行君） 仮に、このコロナが再度広がっていくという状況があると、そういった方々へ結構負担が重くなっていくわけですけど、2か月というここで提案された理由というのは、もっと長いのかなというふうに正直思っていましたけれど、ここについては、この2か月でいいという判断に至った大きな理由は何ですか。

○市長（下平晴行君） 期末手当のいわゆる3割を減額したいと思っていたんですが、その額と同等の数字ということで決めさせていただきました。

○15番（小野広嗣君） 少し確認をさせていただきたいのですが、せんだっての全員協議会、この場で全員協議会を開いたわけですね。その際、今もありましたけれども、市長の方から提案予定ということでありましたけれども、その段階では、3か月という提案予定でありましたね。それとあと管理職に対してもお願いをしていきたいんだということでありました。そういったことでこの場所でも、管理職はいかがなものなのかとか様々な議論があったと思いますけれども、それを持ち帰られてその3か月の分とかあるいは管理職の分を今回削ると、そこら辺の背景をもう少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） 私どもの額については先ほど申し上げたとおりでございますが、管理職の給与の減額については、私、それぞれ課長ヒアリングの中で話をしてお願いをしていたところでありますが、ただ、課長会から私ができることを受けていなかったということで、今回は、今回と申しますか、課長職の給与の減額はやめたということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時5分から開始します。

○
午前11時55分 休憩

午後1時01分 再開
○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○
日程第13 議案第39号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

追加日程第2 議案第42号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第39号及び追加日程第2、議案第42号、以上2件を、会議規則37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第39号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に要する経費を補正するものであります。

次に、議案第42号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、議案第39号に係る事業に加えて、更なる対策事業を実施する目的から、その事業に要する経費を補正するものであります。

議案第39号及び議案第42号ともに、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があり、内容として関連があることから、一括して説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、まず議案第39号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億2,510万4,000円を追加し、予算の総額を289億4,824万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。一般会計補正予算書（第3号）の5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る事業費補助金を4,500万円、事務費補助金を300万円、総額4,800万円計上しております。

補正予算書の6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として26万9,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、市単独で実施する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の財源として1億7,737万3,000円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。補正予算書の7ページ、補正予算説明資料（第3号）の1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、庁舎等の窓口にアクリルボードを設置し、受付事務における新型コロナウイルスの飛沫感染防止を図るアクリルボード設置事業を178万7,000円計上しております。

補正予算書の8ページ、予算説明資料の3ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の本則給付を受給する世帯に対し、国の財源により臨時特別給付金を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を4,773万1,000円計上しております。

予算説明資料の4ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業した小・中学生を持つ子育て家庭に係る食費や光熱費などの経済的負担を少しでも軽減するとともに、精神的負担の軽減も図り、子どもの学習意欲の向上を図る取り組みとして小中学校子育て家庭応援特別給付金給付事業を委託料及び扶助費に5,466万円計上しております。

補正予算書の9ページ、補正予算説明資料の4ページになりますが、6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、新型コロナウイルス禍により外食需要が減少する中、牛肉の消費の低迷を受け枝肉価格が下落し、肥育経営がひっ迫しているため、牛マルキン（肉用牛肥育経営安定交付金）制度への支援を行い、肥育経営の安定・継続を図る肥育経営緊急支援対策事業を412万6,000円計上しております。

補正予算書の10ページ、予算説明資料の1ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、全て新型コロナウイルス感染症拡大で、多大な影響を受けている飲食及び宿泊事業者に対する助成事業でございますが、まず、商品券の使用店舗を限定したプレミアム付き商品券を発行することで消費者の消費拡大を図り、事業者の経営を支援する緊急経済対策プレミアム商品券発行事業を2,975万円、予算説明資料の2ページをお開きください。雇用調整助成金を活用し、労働者を一時的に休業させた場合に生じる事業者負担部分の一部を助成し、経営を支援する雇用調整助成金拡充支援事業を1,650万円、施設維持に必要な電気料、ガス代、水道料、燃料代のいわゆる固定経費の一部を助成し経営を支援する経営固定経費支援事業を7,055万円それぞれ計上しております。

以上が、補正予算（第3号）の内容でございます。

次に、議案第42号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補

足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億6,863万5,000円を追加し、予算の総額を292億1,687万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。一般会計補正予算書（第4号）の5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、生活困窮者住居確保給付金に係る自立相談支援事業費を108万3,000円増額しております。

補正予算書の6ページをお開きください。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、放課後児童健全育成事業及び保育対策総合支援事業に係る地域子ども・子育て支援事業等を合計で2,167万6,000円計上しております。

6目、教育費国庫補助金は、学校給食納入業者支援事業に係る学校臨時休業対策費を92万7,000円計上しております。

補正予算書7ページの16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、放課後児童健全育成事業に係る地域子ども・子育て支援事業を171万7,000円計上しております。

9目、教育費県補助金は、学校給食納入業者支援事業に係る市町村立学校給食休止に伴う納入業者支援事業を3万円計上しております。

補正予算書の8ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として64万2,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業等の財源として2億4,384万4,000円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。補正予算書の9ページ、補正予算説明資料（第4号）の1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業、休業や内定取り消しとなった、又は生活の安定等を図るため、就職を考えている市民を緊急的に雇用する緊急雇用対策事業を609万7,000円計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の財源とするため、市長、副市長及び教育長の給料を100万4,000円減額しております。

補正予算書の10ページ、補正予算説明資料の3ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、これまでの生活困窮者住居確保給付金事業の要件が、緩和・拡充されたことに伴い、144万5,000円増額しております。

補正予算書は11ページ、補正予算説明資料は4ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの臨時開設に係る経費や、放課後児童クラブ等におけ

る感染症拡大防止に対応するため、地域子ども・子育て支援事業を1,748万8,000円計上しております。

4目、保育所費は、保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、保育対策総合支援事業を762万3,000円計上しております。

補正予算書は12ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、国民宿舎ボルベリアダグリが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館となった期間について、指定管理者との協議により経営固定経費を支出する必要があるため、国民宿舎特別会計繰出金を2,677万円増額しております。

補正予算説明資料は2ページをお開きください。

2目、商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化し、事業継続が困難になっている個人事業主や中小企業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給し、今後の経営支援を図る経営持続化給付金支援事業を2億円計上しております。

予算説明資料は、3ページになります。

3目、観光費は、ダグリ岬遊園地及び海水浴場等の指定管理において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、収入の見込めない期間が発生したことから、事業継続に必要な経費としてダグリ公園指定管理委託事業を431万2,000円増額しております。

補正予算書の13ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

10款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、新型コロナウイルス感染症により、特産品の一つである牛肉の消費が低迷していることから、これまで学校給食に黒豚を提供してもらっている地元業者から鹿児島黒牛を購入し、学校給食へ提供することで支援を行う、「食べて応援！学校給食提供事業」を462万円計上、また、全国一斉の臨時休業の措置が取られ、これに伴い、学校給食を休止したことにより給食関係事業者にも様々な影響が生じていることから、学校再開後においても安定的な学校給食の供給が図られるよう学校給食納入業者支援事業を128万4,000円計上しております。

以上が、補正予算（第4号）の内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑についても一括して行います。補正予算書の番号を述べて質疑に入ってください。

質疑はありませんか。

○5番（青山浩二君） それでは、4号補正の経営持続化給付金支援事業についてお聞かせいただきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、様々な団体から市長の下へ要望、陳情等が上がっていることと思っております。それを受けて、このような補正を組んでくださったことに対しては、率直に感謝を申し上げたいと思っております。この中で、おそらくほとんどの事業者の方々が

自粛の協力をしておりますので、大方この要件ですね、1割以上の減というのに当てはまるのかなというふうに考えております。ただ、この対象要件の中に、令和2年3月から5月の売上が前年の同月と比較して、というところが一つ気になっておりますので、お示しいただきたいと思っております。なぜかと言いますと、昨年6月以降に開業した事業者さんというのもあるというふうにお伺いしております。その事業者さんは、比較対象月がこの要件でいくとないわけですね。しかしながら、この自粛要請についてしっかりと対応してくださっているというのが現状でなかろうかというふうに思います。この6月以降に開業をして、自粛の対応をしてくださった事業者への支援というものを、この給付金事業で対応してくださるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回の経営持続化給付金事業でございますが、これにつきましては約1,080事業者を対象としているところでございます。その中で事業をされている方はもう数年されている方もいらっしゃいますし、それから今言われましたとおり、比較ができない6月以降に開業されている1年に満たない方もいらっしゃいます。ですので、1年以上事業をされている方につきましては、前年度の3月から5月の間からの比較はできるんですけども、6月以降の方につきましてはできませんので、例えば、6月以降にされた方であれば、最近の2月から3月、4月、5月、このあたりの平均を取って、その最近の5月などが1割以上減っていれば、対象にするというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。今の答弁で安心したところでございます。

もう1点、この表の中の生活関連サービス業というところで、運転代行業者が15万円、車1台につき別途1万円加算しますよということです。この下の上記以外の15万円、この上記以外というのはどういった業種を指すのか、そこをお示しいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 私ども商工会の方と打ち合わせをしております、その中で業種というのは産業分類表というもので区分けをしております。その中で今申されましたのが、コードでいくと「N」の生活関連サービス業ということと娯楽業というのが当てはまります。その中には運転代行業も入ります。それからそのほか私ども聞き取りをしたんですけども、理容室とか美容室とかそういうところも今回3月、4月はかなり影響を受けていると。その部分が、このそれ以外の部分で対象になるということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） 今回の3号、4号補正を見ますと、予算でいけば合計で約5億円ぐらいの追加ですね。そしてふるさと納税の基金から4億2,000万円ぐらいを充当されているようでございます。全国からいただいた寄附金がこういう形で、そしてまた志布志市が鹿児島県でトップという実績がございます。その集めた志基金によって、こういう形で支援ができるということを寄附者に感謝をしなければならないと思いますが、そこで、このうち、もろもろ今、青山議員からもありましたけど、この持続支援事業を含めて志布志市として単独ですね、午前中ありました10万円のああいいうのは国のひも付きでございますけれども、市単独としてどのくらい今回のこのコロナ対策について、志布志市としては計上されているのかということが、まず1点。

次に、今ありましたこの説明資料の2ページの中に、今生活関連のことを聞かれましたが、その下の段の医療業とかサービス業などの給付額15万円の分ですけれども、一律15万円。これはどういう業種を指しているのかということと、その表の下の方に、この給付金は国のものとは違って「早ければ5月下旬から申請の受付を行う」というふうに書いてございますが、遅ければいつからですか。

○財務課長（折田孝幸君） いわゆる市の自主財源についての御質問でございますが、今回を含めて市としては、第1弾、第2弾、第3弾とですね、第3弾の緊急経済対策ということになっております。第1弾におきましては、財政調整基金をおおむね2,000万円程度、それから今回お願いしております第3号につきましては、1億8,000万円弱、第4号につきましては、2億4,000万円程度ということで、いわゆる自主財源につきましては4億4,000万円、今回を含めて財源の構成というふうになっております。

以上です。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、一番最後の一律15万円分のところでございますけれども、この中の小売業ということでございますけれども、洋服店、それから酒屋等も考えられます。それから医療業としまして、これも聞き取りの中では売上げも減っているということなんですが、歯科医院も想定されます。サービス業についてはいろいろございまして、自動車修理工場など拾わない部分が入っていると。ですからこの区分の中では、当然10%以上売上げが下がっていない方もいるかもしれませんが、この中で下がっている方は幅広く拾っていきたいというふうに考えております。

それから、私どもほかの自治体の状況もいろいろ聞き取りをしました。その中で、先ほどありました200万円と個人事業者100万円という国の持続化給付金がございます。これについてそれを受給したところには併せて市からも給付するという自治体もあれば、それをもらえなかったところに支給をするという自治体もありました。志布志市の考え方としては、国の持続化給付金を申請してもなかなかうまくいかない方もいらっしゃるかと思いますので、この申請をされた方ももらえなかった方も、今回の市の単独事業は給付をしますよと。ここの文言としては早ければ5月の下旬からと書いてはありますけれども、昨日も商工会の方で、要望のことなど打ち合わせしまして、早く手元にお金を工面してもらいたいという意向がありますので、この5月下旬というのを書きましたけれども、後でなくて前にいくように、なるべく早く皆さんの手元に届くような努力をしていきたいというふうに考えております。

○11番（西江園 明君） 皆さん、今回の市が示すこういう支援事業というのは、今までいろいろ各自自治体で報道されておりますけれども、それよりも非常に大きな額が提示されておりますので、皆さん喜ばれると思うんですよ。ただ、いろいろここで午前中からの議論でも出ていますように、ちょうどその表現を見れば、上目線だなと私は感じてですね。「早ければ5月下旬に」、もうちょっとこの辺の表現をですね、そうやって今課長が書いていることと反対の答弁をされるのであれば、もうちょっとそういう上目線ではなくて、市民に寄り添った、事業者に寄り添った表

現があったんじゃないかなと思ったところです。ですから、もうちょっとこの辺の表現には気を付けてほしかったなというのが、私の思ったことです。分かりました。答弁は要りません。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（野村広志君） いくつか聞かせていただければと思います。今ありましたので、経営持続化給付金支援事業についてまずお聞きしますけれども、この給付額が示されておりますけれども、この給付額について国のものも県のものも、もろもろ給付額が出ているわけですが、まずこれが課税対象となるのかどうかということと、併せてこの事業の運用と申しますか、受付に際しては、窓口の対応はどのように考えているのかということ、まず1点お聞きします。

次に、経営の固定経費支援事業のところ、電気代、燃料代等々が支援されるということで示されておりますけれども、ここで、個人事業者の方々が特にそうだと思うんですけれども、事業用と家庭用ということが混在しているというようなことが、非常に多く見受けられるかと思えます。そういった仕分けをどのように考えているのかということが、2点目にあります。

3点目ですが、小・中学校子育て家庭への特別給付金事業についてですが、これは小・中学校のいる児童生徒にということに充てられているわけですが、小学生以下の方々、ないしは高校生ということに対象にしなかった理由について、この3点についてお示しいただけますか。

○税務課長（吉田秀浩君） もろもろの給付金関係に、課税されるのかという御質問でございます。国は1人10万円という特別給付金ですとか、国が給付します雇用調整助成金ですとか、経営の維持の交付金とかいうものについては、非課税扱いとするというような通知が来ております。ですので、私どもが行う市単独事業につきましても、同様の取り扱いが正しいのではないかなという思いはありますが、詳細については担当課と協議をさせていただき、決定されるべきものであると考えておりますので、今ここでどうなるということは、ちょっと触れられないところではございます。

以上です。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、窓口対応ということで今経営持続化給付金支援事業でお尋ねがありましたが、これ以外にも何本か窓口で対応しないといけないものが、市単独事業もございます。このことについては、昨日も商工会と打ち合わせをしまして、当然ほかに国の事業もございます。それを私どものところに来られるときには、国の事業、港湾商工課がする事業、商工会でできる事業も案内します。商工会に行かれたら、私どものところにもこういう事業もあるというのを、窓口に来てもらうようにしたいというふうに考えております。できれば窓口対応ということで、オンラインでできればいいんですけれども、聞き取りが必要な場合があるので、できれば電話をいただいて、来庁予約いただくか、マスク着用で直接窓口対応していきたいと。志布志市役所の対応としては、本庁の港湾商工課の方で、課長補佐、係長それと担当、あとは会計年度任用職員の方々の手伝いももらいながら、それと支所もございますので、そちらの方でも受付するというので、そこではまた総務課とは相談をして、人員の配置をしながら対応ができるようにしたいというふうに考えております。

それから、混在をするという固定費、事業費いろいろあるということなんですが、基本的な今回の考え方としては、電気、燃料、ガス、水道ごとに、それぞれの見立ててで申請はしていただきます。というのが、今項目が電気料、燃料代、いわゆる灯油か重油ですね、それは3か月分合計の2分の1で100万円が上限、ガスと水道については、3か月分足して2分の1で割って上限が両方とも50万円ということになっている事業でございます。例えば、店舗付き住宅とかある場合には、できればそれを分けていただきたいと。できない場合は、今のところはそういう店舗付き住宅については、案分が難しい場合には2分の1で算定するなりということも、御相談させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○福祉課長（木村勝志君） 子育て世帯の臨時給付金の対象者のことでございますが、国の給付金の対象といたしましては、児童手当の受給者ということで未就学児まで対象になっているところでございます。そのような中で本市としましてどのような形でやるのかということも検討したところでございますが、基本的にはやはり国の児童手当の受給者という形で考えた中で、更に子育て家庭の中で一番今回影響を受けているのはどこかと検討しましたところ、学校等が臨時休業等となっている家庭が一番大きな影響を受けたのではないかと考えたところでございまして、そのようなことから児童手当等の対象児童のうち、小・中学生を対象としたところでございます。

以上でございます。

○6番（野村広志君） ありがとうございます。まず、非課税扱いか課税かということなんですけど、今のところはまだ担当課と協議をしたいということですけども、一度給付をしておいて、また税金で課税するのかなというような考え方も多く聞かれているところですので、しっかりとそこも担当課と協議をされて、非常に難儀をされていらっしゃる方々に対して、不自由のないような給付にあたっていただければとお願いしておきたいと思えます。

このことで、窓口対応のところですけども、今説明があったとおり、商工会さんといろいろ協議をされているということもあろうかと思えますけれども、実際に午前中いただいた「暮らしとしごとの支援策」という一覧がまとまっているようでございますけれども、国や県、市、社協等も含めながら、様々なこの概要があろうかと思えます。この中には非常に複雑で分かりづらい、先ほど10万円の国の給付についても、分かりづらいというような同僚議員の質問もあったところでしたけれども、こちらの給付ないしは、貸付猶予、相談、もろもろこういったものが非常に分かりづらいということで、やはり専門性があるものも非常に多いのかなと感じております。そうであれば、今市役所、私は松山地域ですけど、松山支所に行っても非常に市民の方が市役所に問い合わせ、ないしは支所に寄っていろんな相談をされているようです。こういった中で、市役所がマンパワーで3密を避けるよう取り組んでいるようでありますけれども、困難であれば、外部の団体、商工会なりにこういった事業をしっかりとお願いをするというような形を取られた方がいいのかなと。その際についても、しっかりと専門的な知識を持った人員を充てていただきながら、様々な相談業務まで一緒にしていただくということではできないかということも考えたところでした。そういったところ、少しどのような考えがあるのかお聞かせいただければなと思えます。

それと、先ほどの案分のところですが、分かっていると思いますが、店舗付き住宅で案分というのは非常に難しいかと思えます。当然決算になったときには、案分で電気代だったりとか使用料の案分で決算をするということは、青色申告等をされていらっしゃる方は通常やられていらっしゃると思います。そういったことも含めながら、混乱を必ず招くと思えますので、個人事業主、実際に店舗を持って、実際に家庭の中で一緒にごちゃ混ぜになりながら営業をされていらっしゃる方が非常に多いかと思えますので、そこは少し整理をいただければなと思っております。

それと最後のところで、子育てのところですが、確かに小・中学校、学校が休みになりまして手当をしていただければありがたい事業ですが、同様にやはり高校も休んでいたというようなことがあります。高校生も中学生もそうでしたけれども、中体連がなくなったりとか高校総体がなくなったりとか、そういったこともありながら、非常に高校生自身もこのコロナの影響を感じていると。またそういったことを支援している親御さんも、家庭環境の中でも疲弊しているような状況もありますので、こういったことの拡充というか、これは提案として小・中学生に出しておりますけれども、高校生も含めたところで、また更なる事業の拡大ということも考えられないかどうか、その3点だけをまたお聞かせください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、商工会との関係でございますけれども、私どもの市の単独事業については、当然私どもの市の窓口でやっていきたいというふうに思っております。あとは商工会に、経営指導支援員の専門家がいらっしゃいますので、詳しいですので、当然向こうの方にも相談ということでございますけれども、向こうの方も今決算の審査をしたりとか、いろいろなことをいっぱい抱えて仕事をしていらっしゃいます。その中でも一生懸命するということで、当然商工会に入っている方、非会員の方も行かれて今も既に鹿児島県の休業の10万円の申請の仕方、それから雇用調整助成金の申請のお手伝いもされているようです。ですので、できることを両方精いっぱい、市役所が受けられることを精いっぱい一緒になってやっていきたいというふうに考えているところです。

あと、言われました店舗付き住宅などについてですが、今いろいろ案を作っているんですが、また始まってからいろいろな例が出てくると思えますので、整理して不利益が無いような方法を考えているところでございます。

○市長（下平晴行君） 子育て支援でございますが、高校生をということでありますが、今回小・中学校のいわゆる休業による影響ということでの対応をしたところです。高校生については今のところ考えてはいないところでございますが、どういう状況なのかそこ辺を十分確認した上で、これから対応していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 分かりました。いずれにおいても、スムーズな窓口の対応であったりとか、スピード感をもって難儀をされている方々に早くお手元に支援金が届くというような形で進めていただければなと、お願いをしておきたいと思えます。終わります。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（南 利尋君） まず、補正予算第3号の方から何点かお伺いしたいんですけど、まず固定経費支援事業ですね、これは新規で3月から5月ということなんですけど、実際5月に対しては、ほとんど休業が続いているわけですね。例えば、これから営業をされるという場面の中でも、すぐに景気が回復するという事はなかなか見込めないような状況、またコロナの広がり具合とか感染状況とかの変動もあるような感じがあるんですけど、まだその流れで、なぜこの5月までの期間が決められているのかということが1点。

2点目に、緊急経済対策プレミアム商品券発行事業なんですけど、このプレミアム商品券発行事業の中で2,975万円という予算が計上されておりますが、私はこの3月、4月、5月、6月、これからどういう展開になるか分からない市内飲食事業者の方々に対しての、この2,900万円の事業を逆に国もやっていますがG o T oキャンペーンという状況の中で、いろいろな予算を組んでいるという状況がありますが、5月の臨時議会が現在行われていますが、6月の議会に向けてもっと中身をいろいろ検討して、プレミアム商品券の詳しい内容と予算の増額ですね、2,900万円でももちろん景気対策にはなるんですけど、もっといろんな事業者が本当につらい思いをされていますので、この予算の増額も踏まえた、そういうプレミアム商品券の検討はできないかというのが一つであります。

補正予算の第4号に関してですが、この経営持続化給付金支援事業はいろんなほかの自治体よりも条件の良い予算付けをしていただいて、本当にありがたいと思うんですけど、例えば、この事業の中に基幹産業である本市の農畜産業関係ですね、そのコロナウイルスに対する影響とか、また市が農畜産業に対して、どういう対応の在り方を考えているのかということも一つ。もし仮にこの給付金が確定、議決された場合に、昨日三反園知事が要請解除をされましたね、いろんな業種に対しての要請解除がありました。接客を伴う飲食業、ナイトクラブ・スナック等に対しても、その感染防止の徹底を条件として解除ということで、昨日の記者会見がありました。それに対して、もちろんこの給付金とかそういうものの手当が市としての対応が決まったとき、一番大事なことは、今までは市の方から「営業を自粛してください」ということをお願いしていたわけですね、業者に。それで私は何回も飲食店街とか見回るんですけど、もちろん皆さん規則正しく、例えば食べ物を提供される方々は、時間どおりの営業自粛だったりとかそういうものもありまして、あとスナック関係、接待を要するそういう事業者の方々は、全く開いていない状況が今まで続いているわけですね。この給付金を決めた、じゃあその後の下平市長のこれからの飲食店、そういう接客を要する事業者の方々への対応というか、それがはっきりしないことには、昨日も私の方にも数件、今日たまたま15日の金曜日なんですけど、「今日から開きたいんだけど」ということで相談が何件ありました。その辺のこの給付の対象をしっかりと議決した後に、市の今まで自粛を要請していたの方々に対するその思い、これからの営業の在り方というものもお示しいただければありがたいと思います。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、第3号補正の方の経営固定経費支援事業ということで、どうして3月から5月までの分しか対象にしないのかということでございますけれども、私ども

は、聞き取りをしたり要望を聞く中で、まずは3月からが本当に歓送迎会とか様々なものがキャンセルになったりして、非常に3月、4月が疲弊して、その後も影響がまたずっと残るということは分かっております。しかし、3月議会の後、6月議会というふうになって、今日は臨時議会なんですけれども、今の時点での部分を手当するんだということで、今でしたら3月、4月、5月のデータが出ますので、それをすぐ請求して埋まるという意味で今回は考えております。また、次のことについては、コロナがどうなるかがまだ分かりませんので、そこはまたそのときに、またその状況状況に合わせて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、プレミアム商品券のことでございます。これにつきまして2,975万円ということですが、これは事務手数料を商工会の方をお願いしているところでございます。実際に今回はそうしましても、基本的には最終的にこれを発行することで8,500万円の効果がある事業になってまいりますので、例えば、飲食業については5,000円で6,500円の額面が買えます。それから宿泊業については、5,000円で1万円の額面が買えます。ということで、実際2,975万円ですけれども、皆さんが購入いただいて使うことで8,500万円の額面の分の効果があるということでございますので、それといつのタイミングで出すのかというのがあるんですけれども、これにつきましても商工会、観光特産品協会、旅館業組合から要望があった中で、本当は発動するのは、やはりある程度コロナウイルスが収束しかけた時期とか、タイミングを見ないといけないのはあるんですけれども、やはり早く収束したときには、市役所はこういうことをやるんだよというようなことを情報発信しておくことが非常に大事だということで期待が持てる、希望を持てるということがありましたので、今回合わせてここに計上したということを理解いただきたいと思います。

それから、市長が答えられると思うんですけれども、休業要請というのは市役所の方ではできなくて、4業種を休業要請したのは鹿児島県でございますので、市役所が要請をしたことではないということでございます。

それから農畜産業につきましては、これも産業分類表の中の一番目に農林水産業というのが出てきます。私どもの聞き取りの中では、一部あるんでしょうけど、基本的には生産者は影響が少ないということで、今回は私どもの方の事業からは外しております。それと各担当がおりますので、担当課の方でそういう対応をしていくということで、今回私ども商工業の支援を充実させているということでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 今般のコロナの影響で値上がりしたものの、値下がりしたものの、明暗を分けたところでございますが、業務用であったりし好品のなものについては、大変厳しい状況が続いているところでございます。牛肉については御存じのとおりでございますが、これに連動しまして、子牛の相場も2月で9万円、3月で11万円、4月で15万円と前年同月より下げているところでございます。特に花等につきましては、イベント・催事の減少により全般的に価格は低迷しているというようなことでございます。これが50%から60%の下落ということで聞いておまして、品目転換を考えている農家もあるというようなことで聞いてございます。また、お茶につきましては、昨年より数日早い茶摘みでございましたが、今の状況によりますと8割、9

割もう茶摘みが終わっておりますが、その中で県の茶市場の平均でいきますと、単価的に昨年の7割程度ということで、今のところは認識をしているところでございます。まだ実績といいますか生産中でございますので、情勢を見ながら、国の支援等を含めて、6月にお願いできる分があれば、それはそれとして考えてまいりたいと思うところでございます。

○市長（下平晴行君） 市は、自粛要請はしていないところです。国と県がして、それを情報提供しているというような状況であるわけでありましたが、昨日の有識者の考え方をちょっとお話ししますと、「緊急事態宣言は解除されたが、感染拡大の第2波が来る可能性は十分にある。県内の医療体制も十分ではなかった」ということや、「新型コロナウイルスが人体にどのような影響が及ぼすかは、まだ解明はされていない」というようなことで、「そのような中で県民の皆さんに引き続き手洗いやマスク着用、対人距離の確保等、これまで同様の感染対策を続けてほしい」ということであります。

それともう一つは、有効な治療法やワクチンが開発されるまでは、こういう状況が続くのかなということもあったわけでありましたが、これは動向を見ながら、県の方は営業というか、今日からということはおっしゃっておりますので、私どもがどこまで、どんな形でということとは言えないわけでありましたが、もし再開されるということになりますと、3密、それから今新しい生活様式等々もあります。そして換気の問題ですね、風通しを良くするとかですね、そういう最低限のことはしていただかないと、先ほど言いましたように、これが収束というような形ではなくて、まだ二次感染が来る可能性があるみたいなことも言っていますので、これがもし来たとなった場合に、医療体制の充実等もされていない中で、これは大変なことになると思いますので、そこ辺は十分周知していただいて、店の営業をしていただければと思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 自粛の問題は、国も県も例えば市もそういうことなんですね。だから本当に事業者は分からないわけですよ。例えば、1軒だけ今日から開けたとする場面がありますね。今テレビでもやっていますが、例えば上野の居酒屋さんで、まともに午後8時までちゃんと営業している店もありますし、深夜までやっている店もあるということで、ニュース関係でも報道がなされております。やっぱり周りとの調和を考えると、ある一定のそういう何かをお示ししていただかないと、これがじゃあいろいろ県にすれば、休業の協力金を10万円から20万円払いますとかありますけど、私は実際飲食業の方々が思っているのは、「開けて大丈夫なんだろうか」ということなんですよ。「市は自粛を要請していません」ということは、今言われましたけど、言葉ではいろんな担当課の方々が、「できれば営業は自粛してください」という言葉を使われているわけですよ。その完璧に法的な問題で「自粛してください」とか、強制的な問題で「自粛してください」ということは言っていないんですけど、でも、できれば自粛をしていただきたいということの流れのお願いをされているわけですね。全く今飲食店街も開いていない状況がありまして、なおかつ昨日県の方が自粛要請を解除したということ、はっきり県知事が記者会見をされたわけですから、本当は形的にいけば、「今日から営業してもいいですよ」ということなんですよ。それが感染を防止するための最大の取り組みをしてくださいと。例えば、入り口で

消毒をするとか、20人が満杯の店であれば、10人までしかお客さんを入れなくてくださいとか、対面での接客となる席を作らないでください、1列に並べて営業を行ってくださいとかですね、そういうある程度の具体的な提案をしていただかないと、本当に志布志市の業者の方々は、まじめに守っていらっしゃるわけですから、その行政としての指針的なものも、多少は必要ではないかなと私は思うんですね。その辺に対しても、また市長の考えをお伺いしたいと思いますし、あとプレミアム商品券についてもですね、さっき第1段階としての取り組みで、今疲弊しているところを緊急に救うということは、確かにすばらしい取り組みだと思うんですけど、その状況を見た上で、また6月に対してでも、今本当にコロナで大変な思いをされている方と、さっきも言われました影響のない方もいらっしゃるわけですね。であれば、志布志市ワンチーム商品券みたいな感じで、困っていらっしゃる方々は困っていらっしゃる方々を思いながら、本当に持ちつ持たれつの中での、そういう負担をしていただく。例えば、市内業者で使える2万円の商品券を1万円で購入していただき、1万円は市内業者で使えるとか、今後そういう「がんばれ商品券」的なそういうものも提案していただきたいと思います。その辺の見解はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 1点目でございます。先ほど南議員が言ったとおりなんです。やはり3密をしてしっかり避けて、そして対面で商売するのではなくて、横に並んでいただくとか、市がそういう指針を作るということではないんです。国、県がしっかり作ったものをしっかり対応していただく、要は二次感染を起こさないという考え方で営業していただければというふうに思っておりますので、そういう形でぜひ、もちろん経済の対策というか、経済も回らないといけないというのは重々分かっておりますので、ただ、市がそういうものを作って対応していくということとはできないということでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この商品券とかクーポンとか、各自治体いろいろなアイデアを出していらっしゃいます。中には飲食店先払い券というのをしたりとか、そういう取り組みをしていらっしゃる場所もあります。私どもとしてはいろいろなものをアイデアを出しながら検討したんですけども、今の時点では、プレミアム商品券の打ち合わせの中で、これについてもいつ発行するかというタイミングがまた大事になってくるんですけども、そこを考えながらひよっとすると、この飲食店については7月以降になるかもしれません。それから宿泊については、当然緊急事態宣言が解除されましても、当分は県外とか交流というか、そういうことはまたいできないということがあったりするので、そこ辺の状況を見ながら発行時期はまた考えていきたいというふうに思います。

それで、あとはほかにもいろいろなものを出してほしいということもございますけれども、それについては、そういうものの利用状況、収束の状況を見ながら、また新しく飲食業の皆さんやホテル業の皆さんに役立つものがあれば、またアイデアをいただいて、協議はしていった検討はしていきたいというふうには思っているところではございます。

○2番（南利尋君） ぜひですね、本当に志布志市は全く感染者がゼロということはですね、県内はもちろんですけれど、そういう市民の方々のいろんな徹底した感染防止があつてこそだと

思っていますし、また私も4月の末からずっと現場を幾度も見て回っていますが、本当に飲食業の方々は、徹底して休業されているわけですね。その辺の努力もしっかりこれからのいろんな意見、要望が出てくると思うんですけど、それをしっかりと受け止めて、市でできることをしっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） もうおっしゃるとおり、特に銀座街の方とかはほとんど閉まっております。飲食店は時短をしたりとかされています。しっかり対策しながら、いろいろなことを皆さんがんばっていらっしゃる。テイクアウトをやったりしながら、それについては当然市役所の職員の方でも、今回お昼の弁当を志布志地域の方から頼んだりとか、いろいろみんなで支え合うということで市の予算ではなくて、自分たちでもできることをやろうということも、今やっているところがございます。それから、民間の皆さんにおかれましてはFacebook等を使って、出前便のようなことをしてもらったりとかいうことで、そういうなかなか中に入って座って食べることができない状態の中、少しでもテイクアウトでも頼んで盛り上げるということで頑張っておりますので、そういう商品券とか、それ以外のこういう皆さんへの協力とかしながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 少し整理をしていただきたいんですが、3号の経営固定経費支援事業、それから4号の経営持続化給付金支援事業、これは市単独ということでは素晴らしい事業だなというふうに考えます。ただ、以前は新型コロナウイルス感染症に関する窓口については、企画政策課でというような話をお聞きしたわけなんですが、先ほどの答弁を聞いていると、港湾商工課あるいは商工会がというような話もあるんですが、その窓口という、例えば、私は伊崎田に住んでいますが、そういった関係者から問い合わせがあったときに、役場のどこに連絡をしてくださいねと言えればいいのかというのがまず1点。

プレミアム商品券なんですが、先んじて商品券を販売するという事なんですが、一番下の欄に販売時期ということで、飲食券は7月以降、宿泊券については感染収束状況を勘案して販売を開始するという事になると、事業者の手元に届くというのは、かなり先なのかというふうに考えます。このことに関して、通常の小売店等で使用ができる通常のプレミアム商品券というんですかね、そういったものを組み合わせての検討というのはされなかったのかということ。

それから、南議員からありました農畜産業関係なんですけれども、課長の方から、先ほど単価については3割程度というふうに言われました。収量についても、採れた量についても15%から20%減だと。ですから分かりやすくいうと、私がお茶農家であれば、量で15%ぐらい減っているんですよ、単価が3割減っているんで、それを足していくと昨年私が1億円売り上げていれば、5,500万円から6,000万円の収入ということになるわけです。今回農政関係について出てこなかったということについては、非常に残念だなというふうに考えています。いろいろお話を聞くと、牛肉もだぶついている、そういった関係で冷凍庫、冷蔵庫等についても、お茶を収める倉庫等がないというような話もお聞きしています。中には億単位で輸出ができないということで、てん茶

がほとんど出荷できないということもありますので、今回は致し方ないということで了解いたしますが、担当の農政畜産課として、6月定例会等に十分検討していただければなというふうに考えます。

以上です。

○港湾商工課長（假屋眞治君） プレミアム商品券の件でございますけれども、先ほども申しましたけれど、私どもも今回要望を受けまして特に飲食店、それから宿泊業が非常に困っていると、だからそういう対策をしてもらえませんかというお願いがございました。当然毎年飲食店とか宿泊業に特化はしていない、小売業のところでも使える商品券を発行しておりました。しかし、今回のこの提案にあたっては、その要望を受けて、特に今回の3月から4月、5月、先ほども申しましたが、歓送迎会とかいろんなそのような宴会が全部キャンセルになったりということがあって、疲弊しておりますので、そこにまずは特化してそういうプレミアム商品券を発行しようということで提案しております。

それから、現金がなかなか手元に入らないのではないかとということですが、それはそうなんですけれども、やはり泊まってもらわないといけないということがありますので、当然5,000円で1万円になりますので、そういうのを利用して商工会の方と連携していくんですが、特に地元は、志布志市は港湾企業で出張に来られる方もおります。だからそういう方々に利用してもらったりとか、それが逆にいうと宿泊ホテルの事業者の方々が、志布志市ではこういうのを発行しているんだから、こういうのを利用して泊まりに来てくださいというようなことの材料に使ってもらいたいということもありまして、今回こういう提案をしているところでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 収量が少なかったということにつきましては、なかなか昼間は暖かったんですけど、夜温が低いということで収量の減ということも伺っております。それからん茶関係の輸出につきましても、アメリカあたりが、スターバックスとかそういうところがなかなか受け入れてくれないということで、契約解除というようなことの把握もしているところでございます。販売の形態が皆さんまちまちで、いろいろやられていますので、するとすればどういった支援があるのかということと、あとは国の方がお茶と花、果樹につきましては10aで5万円という支援も出しておりますので、ただ、そのものがまだはっきり見えないところがございまして、そのものと合わせて、どういう支援の仕方があるのかということについて検討を進めてまいりたいと思います。

○企画政策課長（西 洋一君） 窓口対応の件でございます。以前の全協の方で新型コロナウイルス経済対策室を企画政策課の方に設置しまして、特別定額給付金の給付事業をメインとして各種問い合わせについては、この対策室の方で問い合わせの受付をするということで答弁したところでございます。現時点におきまして、給付金の問い合わせ等が対策室の方には殺到している状況ではあるんですけれども、そういった形で問い合わせ等がきた場合は、所管する担当課であるとかそういったところにつないでいる状況であります。今回の臨時議会ででの予算が可決された折には、「くらしとしごとの支援策」ということで、本日お配りしております両面刷りの散らしを

作成しております。まずはこれを市民の方に見ていただいて、自分が支援を受けるためにはどこの問い合わせ先に問い合わせた方がいいのかということ、見やすい形で問い合わせ先等も掲載しておりますので、こちらと併せて、また今後も問い合わせがきた場合は対策室の方でつないでいきたいとは思っておりますが、現状におきましては、そういった形で散らしによる啓発をして対応していきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 窓口対応については、国、県、そして市単独、様々な事業があるわけですので、市の方に問い合わせがあったときに、「分かりません」ということが決してないように、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

最後に確認なんですけど、今回の夏場のプレミアム商品券については、この飲食業と宿泊業に対する発行のみということで理解すればよろしいですか。通常の分については、夏場はないということで理解すればよろしいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、この7月以降に発行するということなので、同じ時期に特化したものとまた別のプレミアムが出てくると、もう市民の皆さんも混同して非常に大変なことになりますので、やはりこれはこれでやって今回特化したものをやりたいということで、また必要な時期が来たときとか、時期がなかなか厳しいんですけども、来年先まで踏まえて、そちらは検討させていただきたいと思います。

○7番（八代 誠君） いろいろ検討された結果だというふうに理解いたします。

最後に、この経営持続化給付金支援事業、事業費が2億円計上されているわけなんですけど、申請される事業者数がおおよそ1,080ぐらいを想定しているという港湾商工課の課長の答弁にもありましたが、この想定する事業費が2億円で不足した場合には、市長、救急にここは増額をしていただけるんですかね。

○市長（下平晴行君） これは、こういうときだからこそ、しっかり対応できることはしっかりやっていかないといかんという思いでありますので、また次の段階で補正という形になろうかというふうに思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） それぞれ出ておりますけれども、今のこの経営持続化給付金支援事業、そしてまた経営固定経費支援事業等、本市が単独で支援をしていくという事業に関しては、市長の方からも全協で説明をいただいておりますので、おおむね理解はしているところでございますけれども、そこでこうやって2億円という額が上がってきていますが、これが果たして適正な金額なのかというのは、私どもは知るよしもないわけですね。こういった、飲食業、宿泊業が大変な状況に陥っていると、そこに手厚い支援を国と併せてやっていきたいというときに、例えばここが飲食業が30万円、ホテルは部屋数に応じて30万円、そして45万円、60万円とかありますね。そして一覧表を見ていただくとそれぞれに運輸業が15万円とか、そして生活関連サービス業が15万円であるとか、合わせて製造業とか卸業とか医療業、サービス業、学習支援業というふうに多岐にわたっていますが、これが一律15万円。こういう数字が出てくる時の積算の根拠ですよ、

そしてまた困窮されている飲食業の方々、宿泊業の方々、ここに羅列されている事業を営んでくださっているの方々、ここらの困窮状況をどう把握してこういった積算根拠になったのか、まずお示しをいただきたい。それが一つ。

そしてプレミアム商品券でいえば、本当にこういった事業はありがたいなと思うわけですが、宿泊業に関しては、やはりこの感染の状況が落ち着かないとなかなか進まないということがありますね。今の段階で確かにこういうやり取りが難しいと思うんですが、やはり先ほど南議員も言われていましたけれども、この後、簡単に収束するとは思えないわけですので、少し先になってきますね。そうすると、その間また厳しくなってくると。それを見定めたときに6月の補正とかそういったところに、もう少し手厚くしていくとかいう考え方も成り立つんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこに対する考え方。

あとですね、もう言えばきりがありませんので、例えば今度は福祉課絡みで、地域子ども・子育て支援事業等で物品購入費、あとは保育対策総合支援事業でやはり物品購入費等が出ていますね。支援額も50万円等が出ていますけれども、それぞれにおいてこのコロナが発生して以降、物品の購入をされていますね、こういったところはね。マスク購入費であるとか、消毒液の購入費であるとか、普段必要でない経費がかかっていますね。これは遡及していただけるものなのか、補助されるものなのか。そこをお示しいただければと思います。よろしくお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まずは、経営持続化給付金支援事業でございますけれども、この予算をお願いするにあたりましては、今まで様々な方から要望いただいております。要望の中では、様々苦しいんだということがあります。当然、テナントを借りていらっしゃる方は、「テナント代が一番苦しいよ」ということを言われます。今度は代行の皆さんから見ると、車を抱えている、そこに今度は従業員を抱えているということで、「車の維持費がかかりますよ」というような声も聞いております。ということで、中にはやはりもうテナントは借りずに自分で構えられている方は固定経費、電気代、燃料代がかかりますよと。特に今度は飲食店でも小規模でされる方がいらっしゃれば、今度は大規模でされている飲食店、それからホテルから民宿と幅が広いです。そういう方とか温泉もございまして。そうすると業種業種によって全然固定費も違ってきます。ですので大きいところになると当然電気代もかかりますし、それから燃料代もかかります。その辺をまず加味しまして、私どもはそこをこういうふうに段階を付けて支援しようということでございまして。あとは、実際にこの額は妥当なのかということなんですけれども、それについては非常に算定も難しいです。その中で、あとは各自治体がしているような例えば一律20万円とか、一律30万円とかということがございまして、そういうのも参考にはしましたけれども、あとは例えば一般業種であれば、そこに2人の方を雇うと6万7,500円の2人雇った場合13万円ぐらいになるので、そうすると2人分は見れるような想定もしております。それから飲食業、サービス業については、時間が5時間で15日働いて、そうすると11万7,000円ぐらいになって、あとは2人で23万円ぐらいになって、あとは家賃代が10万円とか光熱費が1万5,000円かかるということ想定しながら、例えば飲食業は35万円とか、それから運転代行については、2人が働いて、あ

とは税金を払ってとか、そういうことを考えて16万円とか、その辺が妥当だなということを考えながら、そういうシミュレーションをしながら、私どもとしての積算根拠を入れたところでございます。

それから、宿泊業のプレミアム付き商品券でございますけれども、これについてもいつできるかというのは当然国のいろいろな発表、県の発表、それから本市での新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありますので、その中でどうなのか。あとは商工関係者との中でいつ発行したらいいかと詰めていかないといけないと思います。実際にはずれるかもしれません。ずれた場合は極端な話ですけども、1回もうできないということになった場合には、また増やして来年に送るのかとか、それから早めに収束すればもう少し早めに出すとか、それともうちょっと欲しいという要望がまた出てきたときには追加するとか、そういうことはまた議論をさせていただきたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） 地域子ども・子育て支援事業と保育対策総合支援事業の物品等の購入対策費でございますが、この分につきましては、3月議会でも補正で上げさせてもらいまして、使わせていただいているところでございます。一応考え方といたしましては、3月補正を上げさせていただいた分につきましては、3月31日までの発注分で、3月31日分に入った分は令和元年度分の予算ということで、それ以降に入る分につきましては、今回繰り越しの分も補正をさせていただきましたけど、補正で繰り越した分に対応するというところでございます。今回第4号補正で上げさせていただいた分につきましては、4月1日以降に発注した分ということになりますので、一応4月1日以降に買われた分も対象になるということで考えております。1支援単位当たりとか、1施設当たり50万円限度というのが、令和元年度分と令和2年度分を合わせてということになっておりますので、一応今まで使われていたところ、使われていないところそれぞれありますので、その残りの分は全部計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○15番（小野広嗣君） 保育関係は4月1日まで遡れるということで理解をいたしました。ぜひそうあっていただきたいなということで思っていましたので、理解いたしました。

先ほど八代議員からも出ていましたけれど、窓口に関しては先ほど企画政策課の方でもお話がありました。今回わざわざ新型コロナウイルス感染症の対策室を立ち上げて、フル稼働を今しているわけですね。そういった中で、港湾商工課所管という形で今回のこの経営持続化事業が出されているわけですが、先ほど申し上げたこの対象要件の事業を見ていくと、多岐にわたるわけですね。本来ならば、港湾商工課ではない分野がずっと入ってくるわけですが、すごく誤解を生みやすいなという気がしてなりません。そういう意味では先ほどあったように、しっかりとした窓口で直接この「くらしとしごとの支援策」を見て、連絡をくださる人はそれでいいでしょう。それをされずに分からずに港湾商工課に来るとか、企画政策課に来るとかしたという場合にはやはりそこに丁寧に振っていただかないといけない。なにか、今回この新型コロナウイルス経済対策室というのをつくったわけですから、ここがまず受け皿になっているわけですね、本来は。

そこをしっかりと市民あるいは事業者の皆さんにPRをしていただかないと、誤解を生むなあというふうに思いますので。なぜ、こういう話をするのかというと、港湾商工課長にはこの前お話をしに行きましたけれども、市民からの相談もあって、いわゆるこの国の経済対策あるいは今後出てくるであろう市の対策、そういったものを申請するときに、いろんな人たちが動き始める。国のこういった事業に関しても、いわゆる代行業みたいにして私たちが引き受けてちゃんと手続きしますよ、なぜそうなるかという、手続きが煩雑だからですよ。そういった人たちが声を掛けてくると、「じゃあお願いします」という方向について行っちゃう。ところがそういう人たちが、ちゃんとした目的をもってやっているかというそうでない場合がある。いろんな形で、善意で本当にやっていけばいいけど、そうでない場合もある。そういった人たちが声掛けをした場合に、それは市が委託してやっているんじゃないかとか、あるいはその施設の方々がそれを分かっている、そういう事業をやっているんだと思うんですよ。そういったことがあって、詐欺まがいのようなことが本市で起こってはいけないから、そこは重々ですね、この窓口、港湾商工課はいわゆる消費者相談室等もあるわけですので、そこ辺の対応方をしっかりと貫いていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、新型コロナウイルス経済対策室を設けた要因は、今おっしゃったとおりでございます。市民の皆さん方に迷いのない的確な御指導ができるように、全庁的にですね、支所の方もいろいろこちらまで来れない人は支所の方でも対応しているわけですが、基本的には経済対策室で処理をしっかりとやっていくということで、取り組みをしていくということでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういう答弁ですので、理解をするわけですが、あと今回、こういった手当をするときに、本市は先ほどもありましたけど、ふるさと納税が鹿児島県で1位だと。それはずっとそういう状況が続いていますね。本当にありがたいそういった財源があるがゆえに、こういった手当ができるんだということもよく分かりますけれども、こういった細やかな手当をしていったときに、そうやってふるさと納税をしてくださっている方々に対する返礼がありますよ。返礼に対してはやはり丁寧にひと工夫して、「コロナウイルス対策にこうやって使わせていただきました」というものをしっかりとお返しするべきだと思いますが、そこはどうなのでしょう。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今申されたことにつきましては、シティセールス室がございしますので、そのように対応していくようにしていきたいと思っております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（持留忠義君） 先ほど農畜産業関係のことで意見が出たんですが、今回この第3号の中で、肥育対策については支援事業があるわけですね。ただ、手紙が来ましたよね、70歳以下の場合、令和3年に新型コロナウイルス感染症対策の助成をするということの通知が来ましたよね。それでやはり今後ですね、70歳以下については回らないわけですね。それでやはり3月で9万円、それと4月は15万円ぐらいだったですかね、かなり価格は下がりましたよね。私も4月

に競り市に行ったんですけど、見ていますと県外の方がほとんど来ていないんですよ。やはり価格というのはどうしても県外の人が来ないと上がりません。やっぱり北海道とかああいう人たちがコロナの影響で全然来ないわけですので、今後やはりこの計画の中には、生産の経営の支援は入っていませんけど、今後はまだコロナはいつ収束するか分からないわけですよ。それでやっぱり生産農家については、年間二、三頭の生産の方はもうやめていく人が多いんですよ。ですので、6月の補正予算でもいいですので、今後対策をいただきたいと。

それと和牛の生産については、肥育については確かに予算化されているんですけど、それとお茶ですね、お茶も先ほど同僚議員が言われましたね。今年は7割か8割ですか、もう十何年価格が全然ぱっとしませんよね。以前スターバックスに前の市長も2回ほど行ってますけど、なかなか話は前に進まなくて、今のところは断念ということなんですが、やはりお茶を専門にやっている方は、それで生活しているわけですので、ぜひこの対策についても今後の定例会でも、予算を計上していただきまして、ぜひ努力していただきたいということを要望しておきます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 子牛についても大分値を下げているところですが、国の肉用子牛生産者給付金という制度がございまして、これにつきましては、発動基準が全国で53万1,000円を下回った場合に発動というようなことで、まだ若干今の売値と差はあるのかなと思っております。肥育牛につきましては、既に売上げよりも経費の方が上回っているということで、今回補正をしたところでございますが、子牛につきましても動向を注視しながら、これ以上下落しますと、また対策を考えていかざるを得ないところもあるかと思っております。

それからお茶につきましても、なかなか今回の自粛の中で小売店、デパート等が閉まっていたりして、なかなか値段の高い方のお茶が売れないというようなこととか、先ほど申しましたけど、輸出の方も滞ったということでございますので、議員おっしゃるとおり、動向を見ながら支援できるものがあれば検討してまいりたいと思っております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） まず第3号ですけど、緊急経済対策プレミアム商品券発行事業のこの関係は、商工会に加入していないと駄目という、そういう理解ですか。それとも加入していなくてもいいのかというのが1点目です。

そして、雇用調整助成金拡充支援事業ですね、これも限定されていますけど、市内に居住し、市内で飲食業をしている者ということですね。これが市内に居住しているけど市外で営業している者、そういった者の場合は、どういう対応になるのかというのが二つ目です。

三つ目が、経営固定経費支援事業ですけど、これ家賃を含んでいませんね。これはもちろん国がいろいろやるわけですけど、ここについては飲食業、宿泊業というそこには固定経費だけということですので、私たちの理解だと、水道代となると基本料プラス使用料がありますね、そこについては、両方含んだという意味での理解でいいんですよ。家賃は、国のそれで対応してもらおうというそういう考え方なのか、この家賃がないからですね。

そして四つ目です。経営持続化給付金支給事業ということで、ここに個人事業主、中小企業者

というふうに書いていますけど、基本、私たちがよく使う言葉は、「小規模企業者」というふうに言うわけですね。そうしたときに小規模企業者というと、従業員を常時雇用しているそういった者等が20人以下とか、商業で5人以下とかそういったものが規定しているわけですが、本市がしている個人事業主と中小企業者、このくくりがちよっと見えないからですね、全ての業者がそれに該当するという、言葉は悪いんですけど、大手のそういったものも該当しますよという、そういった理解なのか。この個人事業主、中小企業者、このくくりを私たちは20人以下とか5人以下とかそこでくくっているんですが、そこについてはどういうことなのかということをお願いします。

そして、五つ目に国がやっているこの持続化給付金ですね、これ私たちは任意団体を立ち上げていまして、そこで二十数件国のやつを私たちがお手伝いをしていろいろ申請をしております。両方もらえるということですよ、さっきちょっと曖昧なことをおっしゃっていたからね、これ両方、国のやつも市のやつももらえるということですよ。はい。そこは確認ができました、いいです。それと併せて、この経営持続化給付金支給支援事業の対象外となる業種、業種という大変ですけど、そういったものというのは何かあるんですか。

○港湾商工課長（假屋真治君） まず1点目のプレミアム商品券でございますけれども、これにつきましては、港湾商工課の方へ今回の商品券事業に参加しますよという申し込みを取りますので、それで申し込みをされれば参加ができるというふうにやっついこうと考えているところでございます。

それから雇用調整助成金の対象条件なんですけれども、今回第3号補正の組み立てと第4号補正の組み立てがございまして、まずは第3号補正の方につきましては、4月までに要望を受けたり、聞き取りをしている中で、地元の飲食店、ホテル業の方々に困っている方に支援しましょうということで話をしたところでした。ということで、今回この第3号補正につきましては、市内に税金を納めていらっしゃる方ということにしました。その次に、第4号補正の経営持続化給付金支援事業というのがあるんですが、これについてはやはり市民の方による経営だけではなくて、一時的にテナントを借りてやっついいらっしゃる方もいるし、飲食店以外の方にも影響があるので、そこは本当に志布志市でそういうテナントを借りたりとか事業を運営されて、志布志市のために頑張っいらっしゃる方を支援しましょうということで、第4号補正の組み立てをしているところです。ですから第3号補正の方は、市内に住んでいて市内で飲食店を運営されている方ということで、少し狭まっているんですけど、そのようにさせていただいたところでございます。

それから、経営固定経費支援事業ということでございますが、これについてはテナント代が入っていないのではないかとということでございました。これについては、先ほど申ししておおり、最初に4月までに要望のあったやり取りの中では、やはり本当に困っているのが必ず払わないといけないそのときの電気代、燃料代、それからガス代、水道代がかさむというような意見がございまして、そのところを支援することにしました。今回の第4号補正でお願いしている経営持続化給付金支援事業につきましては、国の方も今から家賃を支援したりとか、今から展開

されていくと思いますけれども、私ども要望を聞く中でテナント料が困っている方もいらっしゃる、そういう車の維持費に困っている方、光熱費に困っている方、いろいろございましたので、今回はこの第4号補正で増額する2億円については一応いろいろな積算をして組み立てをしておりますが、それで家賃を払ってもらったりとか、いろいろその困っているところの数字が違いますので、困っているところに使ってもらおうということで、その分のテナント代については、今回の第4号補正の方で対応していただければなというふうに考えております。

それから、先ほど答弁は不要と言われましたけれども、国の持続化給付金というのがあるんですけれども、なかなか申請がオンラインで難しかったりしてできない方もいらっしゃいます。ですので、それはそれでもらえる人はもらっていただいて、それ以外にもらえなくてももらっていても、市の単独事業は給付するというスタンスでございます。基本的な考え方は、国のメニューがあって県のメニューがあって市のメニューがあるので、商工業者については、それを市役所の窓口、それから商工会一丸となってお互いに連携を取りながら、今一覧表も配られましたけれども、全部もらえるように支援をしていきたいと考えております。

それから、個人事業者、中小企業者ということですが、これはもう小園議員が言われたとおり、基本的に決まっています、サービス業では5,000万円以下の資本金、そしてまたは100人以下の雇用となっておりますので、その範囲内の事業者を対象にするということで考えております。

それから、対象にならなかった業種ということで、中には収入が下がっていらっしゃる方もいるのかもしれないですけど、私どもとしては、建設業、情報通信業、金融業そういう業種が、今回は私どものこの給付金事業からは対象外になるということで作っております。この選定の仕方につきましては、商工会からの情報収集をしながら決めて、やはり一番影響があったのが宿泊業、飲食業ということで、今回はメインになっているところでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） もう1回、このプレミアム商品券発行事業は、商工会に加入されていなくても大丈夫だと、そういう理解でいいですかとさっき聞いたんですよね。それを再度言ってください。

そして、二番目のこの雇用調整助成金拡充支援事業、志布志市が独自でやるわけでしょう。国のやつはもうめっちゃ面倒くさくて、ほとんど行きつかないんですよ、そこまで。だから、今回市内に居住していて、例えば大崎町で営業をされている人がいたときに、そこで働いているそういう従業員の人のに対して、「この申請者は志布志市に住んでいますので、そういったことも大丈夫ですね」ということを聞いているわけですよ。それはそれで、勝手にそっちでしてねということにはなるかもしれないけれど、そちらの方に。そういうケースで従業員の人、オーナーは志布志市民ですよ、お店を大崎町でしている場合にそこで従業員を抱えていますね、その人のに対して、市のこれが該当するんですかということを知っているわけですよ。ここだと市内に居住し、市内で飲食業、これをやっている者しか駄目ですよということですので。オーナーが志布志市の人で大崎町で経営されて、でもそれは志布志市の住民だという理解で、税金もここに入っているから

ですね、そういうふう思うけど。そこについて、もう1回お願いします。

あとはよく理解しました。ただ、最終的にこの持続化給付金支給事業、ここについてはぜひ今課長からあったそういうことだという理解と併せて、さっき小野議員の方からも出ていましたけど、やはり国に対して100万円、200万円のやつはきちんと申請するのが大変です。市の方としても、大いにこれを支援してあげていただきたいと思います。その残りの二つをお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず、プレミアム商品券ですけれども、これについては商工会に入っている入っていないではなくて、今回商品券事業をしますので、それに参加しますといったところは参加できるということでございます。

それと、今回雇用を守るという意味で、私どもが今ここで考えているのは、志布志市の人が志布志市でお店を構えていますと、そこで志布志市で事業を営むための場合に、市内から雇用している人もいれば、市外から雇用している人もいます。ただこの雇い主さんが、やっぱり事業を継続するには雇用を守らないといけないという意味で、雇用調整助成金というのがあるんですけども、私どもは、ここの志布志市で営んでいる方が営むために従業員を休ませないといけないので、これはもう雇用調整助成金を申請されるということであれば、中には8,330円より上の方もいらっしゃるし、それから低い方もいらっしゃるけれども、とにかく休ませるときには1日一人当たりを926円、最大60日まで手当しますというふうに考えているところです。志布志市は県境でもあるので、いろいろなところからの通勤があり、昼間の人口が多いので、そこで志布志市で働いている方は、やはり守らないといけないという意義がありまして、今そういうふうに組み立てをしているところでございます。

○19番（小園義行君） そこはとても大事なところですよ、志布志市に住んでいるオーナーが大崎町で経営している場合に、全て従業員は志布志市の市民で、そこで営業をされているとした場合にはアウトですよ、今の説明だとね。何か少し矛盾がありますけど。そのオーナーは、基本的には税金は志布志市に納められる。そして働いている人も実際志布志市の住民としたときに、そこはこの制度をせっかくやるんだったら、雇用を守るという面からしたらどうなんだろうかと。別に駄目なら駄目でいいのよ、分からないから聞いているわけで。そういう考え方には立てないんですね、そういうことじゃないということで理解していいんですね。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 本来でしたら幅広くできればいいんでしょうけれども、私どもはこの組み立てとしては対象者を市内に、この雇用調整助成金拡充支援事業というのは、その雇用を守るための休業手当のために、休業したら払うんですけども、払う人が事業者ですので、この1回目のこの第3号補正では、事業者は市内に居住して、市内で飲食業、宿泊業を営業している者ということで今回はくくったところでございますので、志布志市に働きに来ている方が辞めないで済むようにしようということで、今回組み立てをしているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（尖 信一君） ちょっと重複するかもしれませんが、二つの予算案についての積算根拠をちょっと確認したいと思います。まず、第3号補正の方の1ページ、今ずっと議論され

ていますけど、プレミアム商品券発行事業、増額分が2,500万円なんですけれども、何かこの説明資料を見ていると、何か先に予算があってそこから逆算して飲食業、宿泊業、1,500万円と1,000万円というような感じを受けるんですけども、ここの積算根拠をちょっと教えていただけませんか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 発行部数とかいろいろなものについては、様々な議論があろうかと思いますが。今回につきましては、期待をする意味で1億円ぐらいの事業効果があればいいということで、そこから逆算していきまして、人件費を引いたりとかいうもの、期待効果を1億200万円か、ということでそれを発行総額の1.2倍、それを逆算したものがこういうふうになるように、今回組み立てをしたところでございます。

○3番（尖 信一君） 恐らくそういうことかなと思いましたがけれども、飲食業の方についてはあれなんですけれども、宿泊業の場合は恐らく先ほどからいろんな議論が出ていますけども、販売時期はもちろんですけれども、どこまで有効期限を決めるのか、これが非常に難しい問題になってくると思うんですよね。最悪の場合は1年、2年、こういう状況が続く可能性がありますよね。そういうところでどこに期限を置くかというのが非常に問題になってくると思います。当然、県外から来られる方が市内で使う方、それから県内で使う方、様々な方が出て来られると思いますけれども、そういう中で、私、このときの積算根拠の期待値が1億200万円ということでしたけれども、市内にどれだけの宿泊施設があるのか、それから通常どのくらい稼働しているのか、そのための損益分岐点はどれくらいあるのか、そこら辺が積算根拠になっているのかなというふうに期待をしたわけなんですけれども、そうじゃないということなんですけれども、それはそれでいいとしましてですね、今の状況では販売スタートも決まっていない、終了する期限も決まっていないということであるので、恐らく非常に答弁も困ると思います。それはよく分かるんですけども、ちょっとそこら辺、もし予算の繰り越しの関係も出てくると思いますので、販売期限をどれくらいに想定なされているのか、そこだけ少し教えていただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回のプレミアム商品券につきましては、商工会にお願いをします。この前の全協でも申し上げましたけれども、委託した場合に6か月間が発効からの有効期限ですので、そうした場合に3月をまたがるとなると9月には発行するということになりますので、当然8月ぐらいには判断をして、次にまたお願いをするのかとかいう相談をさせていただくことになろうかというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 非常に苦しい中での予算編成だと思います。御苦労なさっているのはよく分かります。そのところはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、第4号補正予算説明資料の3ページの下段ですね。生活困窮者自立支援事業、ここの積算が18世帯のみなんですけれども、この予算組み立ての根拠を示していただけますか。

○福祉課長（木村勝志君） 生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の積算でございますが、実際、現在、今回その対象が緩和をされまして、休業等ということで離職等と同等の状況にある方も対象になるということでしたので、そのような中で社会福祉協議会に委託しております生

活困窮者自立相談所の方にも、いろんな相談が来ているところでございます。実際、現在で市の方にも5件ほどこのような形で家賃を払うのが苦しいということで相談を受けておりましたので、今回上げさせてもらっているところなんですけれども、実際この予算説明資料では約900万円ぐら이의予算があるような形に見えていますけれども、この自立住居確保給付金につきましては、このうちの11万2,000円が予算額ということで、今まで平成27年度からまだ1件もこの形での支出はなかったものですから、座置きで上げさせてもらっておりました。今回5件ほど申請相談がございましたので、どのくらいするかというのは、まだこちらの方でも特に積算をしたわけではありませんが、それぞれ単身世帯、二世帯、三世帯の単価がございましたので、2世帯、5世帯、3世帯ということで、最短が3か月でしたので原則3か月間ということにさせていただいておりますが、今後、増加するようでしたら、また追加をお願いする形になろうかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） 4回目です。特に許可します。

○3番（尖 信一君） 支給期間が原則3か月、3か月延長、最大9か月となっておりますので、恐らく余裕のある予算を組んでおられると思います。こういうのは恐らく、過去のデータとか社協のデータで判断なされると思います。長期化するおそれがありますので、ぜひともそこら辺は市民の生活の実態をきちんと把握して余裕のある予算を組んで実施していただきたいと要望しておきます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今しがたの尖議員の質問を含め同僚議員から多くの質問がありまして、私の聞こうと思ったことも大体答弁いただきましたので、私の方からは1点、細かな確認が一つと、もう一つ質問させていただきたいと思っております。

まず、細かい方なんですけれども、両方とも第3号補正の方になります。説明資料の2ページの下段、たびたびあります経営固定経費支援事業のところになります。こちらの要件につきまして、頭では理解しているんですけどもう一度確認をさせてください。この説明資料の2の（1）対象者のイに、「売上が10%以上に減少している者」とありますけれども、こちらは前年同月比なのか、売上の減少額が10%以上という意味ですよね。すみません、この文章何回も読み込んだんですけど、私の理解ではその意味に到達できなかったものですから、日本語的にですね。その確認をさせてくださいというのが1点です。

もう1点が、同じ資料の4ページの上段になります。小中学校子育て家庭応援特別給付金給付事業になります。こちらはシステム改修に伴う事業になっておりますけれども、給付時期はどのあたりを見込んでらっしゃるのかお答えください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 2ページの経営固定経費支援事業ですけれども、この（1）のイの売上が10%減少している者というのは、これが先ほどからいろいろな問題がありますけれども、3月から5月のいずれかの月で、複数年経営されている方は、そのどこかの月で10%以上減

少していれば対象にしますよということです。それと1年以上していない方、6月以降の方につきましては、その近い月の日数で平均を割って、それが5月なら5月と10%ぐらい下がってれば認めるということで、前向きにいろいろというふうに考えているところであります。

○福祉課長（木村勝志君） 小中学校子育て家庭応援特別給付金の給付時期でございますが、このことにつきましては、国が行う子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業との絡みもございまして、まずこちらの方を今回議決いただきましたら、システムの改修等を行って先に支払おうかと考えているところでございます。そこにつきましても、こちらは国の方の事業は拒否することもできるというのがありまして、そこを若干期間を置かないといけないということもございまして、こちらの方が6月中に支払うことができればいいかなと考えているところなんですけれども、そちらの発送等、準備対象者の絞り込み等の準備ができましたらそのシステムを活用しまして、市が単独で行いますこの小・中学校の方のシステムに改修したいというふうに考えておりますので、それ以降ということですので、ちょっと7月にずれ込むのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） ありがとうございます。港湾商工課の経営固定経費の支援事業なんですけれども、すみません、私が気になったところは、日本語表現の問題でありまして、イのところで「売上げが10%以上減少している」といったら分かるんですけれども、「10%以上に」というのが入っているものですから、ちょっと意味が取りづらくてですね、先ほども申しましたが頭では分かっているんですけれども、ちょっと日本語だけを見た場合に、なかなか理解がしきれなかったというのがあったものですから、そこをお聞きしたところでございました。内容については、説明で確認が取れましたので結構でございます。

福祉課の方に御答弁いただきました、小中学校子育て家庭応援特別給付金のことでございます。こちら今国の方の給付金事業とありましたけれども、それぞれ4,500人と2,700人が見込みという形でありますけれども、これはそういった形で進める場合、人員体制的には現在の福祉課の職員で対応できるという認識でよろしいのでしょうか。人件費としては、時間外手当のものしか上がっておりませんが、その認識をお答えください。

○福祉課長（木村勝志君） 人員体制につきましてはですが、予算説明資料にもございますとおり、一般財源26万9,000円というのが一般財源の減になっているところなんですけれども、国の補助金としましては、こちらの臨時職員という人件費も見込まれる分については上げていいということでしたので、計上はしているところでございますが、現在いる職員で対応するというので、ほかは充たさせていただくという考えでございまして、システム対象者の方も4,500人と2,700人ということで、福祉課の方も事務量が多いんですけれども、みんなで頑張ってやっていこうということで話をしているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（玉垣大二郎君） 私も1点だけお尋ねいたします。経営持続化給付金支援事業の方なん

ですけれども、この対象者の中でイの部分ですね、受給後も事業継続する意思がある者というふうに書かれております。こういうふうにわざわざ書かれたということは、これを作るまでに何件か分かりませんが、もう事業を廃業したいという方々が出てきていたのかということも1点、まずはお聞きしたいというふうに思います。

○港湾商工課長（假屋眞治君）　そういう問い合わせはないところでして、この名前のおり経営持続化給付金支援事業ということですので、とにかく志布志市で事業の固定費をもらうけれど、続けるんですよという方に支給するという意味で今回議案を上程しているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君）　そういうことだろうというふうには思ったんですけれども、そしたらこれが書かれている以上、補助金はもらいながらも、もらったんだけど経営をしていく中で客足が伸びてこない、また帰ってこないということで、途中で廃業しようかなと思ったときには返還義務が生じるのかどうか、それをお尋ねします。

○港湾商工課長（假屋眞治君）　当然、今回これを1回給付するわけですがけれども、今後本当にまた新型コロナウイルスが再発するかもしれませんし、今後先行きは全く分かりません。ということで、そういうふうにも廃業されたといった場合に、そこを返してくださいということは考えてはいないところでございます。

○13番（玉垣大二郎君）　そういう言葉をいただいてうれしいわけなんですけれども、先ほどからありますように、志布志市で頑張っている商店街、商業の皆さん方ということが出ておりますので、こういった部分のイは省いて、給付していただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○港湾商工課長（假屋眞治君）　予算説明資料で、先ほども「に」が付いていたりとかいろいろございますので、そこ辺はちょっと注意しながらやっていきたいと思っております。皆さんを救済するという方向でやっていきたいと思っております。

○議長（東 宏二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君）　これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

○
午後3時02分 休憩

午後3時11分 再開
○

○議長（東 宏二君）　会議を再開します。

これから議案第39号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○17番（岩根賢二君）　当然ながら、賛成の立場で討論したいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策について市民の皆様の多種多様な声を聞かれた上で、当局にお

かれましては、多分、不眠不休で対策を練られたのではないかと思います。職員の皆様もこのような状況の下で大変であろうとは思いますが、困っておられる市民の皆様の下に一刻も早く給付金、支援金が届けられるよう頑張っていたきたいと思えます。鹿児島県では緊急事態宣言は解除されましたが、私たちも第2波、第3波の感染発症が出ないよう気を付けていかなければならないと思っています。今回の支援策の主な財源であるふるさと納税をしてくださった方々に感謝しながら、また新型コロナウイルスが一刻も早く終息することを切に願って、本案に賛成します。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第42号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

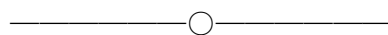
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第40号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第40号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、傷病手当金給付事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第40号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2,760万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお開きください。

歳入でございます。

補正予算説明資料は5ページでございます。

4款、県支出金、2項、県補助金、2目、保険給付費等交付金、2節、特別交付金を2,780万円増額しております。

6ページをお開きください。

歳出でございます。

2款、保険給付費、7項、その他諸費、1目、傷病手当金、19節、負担金、補助及び交付金は、傷病手当金を2,780万円計上するものであります。

なお、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症感染等により、被保険者が労務に服することができなくなった場合に、生計費に充てるための給与等に代わるものとして、傷病手当金の給付に係るものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 議案第43号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第3、議案第43号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げ

げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、臨時休館中である国民宿舎ボルベリアダグリの施設運営継続に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第43号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の一般会計繰入金を2,677万円増額するものであります。

次に、予算書の6ページと予算説明資料の6ページをお開きください。

歳出の1款、管理費、1項、管理費、1目、管理費、13節、委託料は、指定管理料を2,677万円計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、特に3月から4月の宿泊、宴会のキャンセルが相次ぎ、運営に支障を来していました。そこで、基本協定書第23条のリスク分担表の「不可抗力に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能の場合は市が負担する」となっており、両方で4月9日から協議を進めてまいりました。

最後に4月30日に、市長、副市長と指定管理者理事とのテレビ会議により、方針として、雇用を維持しながら、本市の観光や市民の憩いの施設として再開をすることを前提に、「5月7日から7月31日を全館臨時休館すること」、「休館によるリスク分担」を確認したところでございます。

委託料の内訳でございますが、積算根拠としましては休館中の固定経費であり、労務費として、休業手当、社員14名、パート社員13名分として1,387万5,000円ですが、国の雇用調整助成金を申請されており、その分は精算する予定です。業務委託費として、ボイラー点検や大浴場清掃などで545万2,000円、営業経費として、公共料金やリース代644万3,000円、夜間の警備委託として100万円となっており、実績分を支払うものであります。

以上が、議案第43号の補足説明であります。御審議方よろしく願います。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

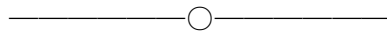
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。



○議長（東 宏二君） お諮りします。今臨時会に付議された案件は全て終了しましたので、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された全ての案件が終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第2回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後3時22分 閉会